○世紀のビザンツ村落の社会構造

――マケドニア王朝の土地立法の分析――

渡

辺

金

問題の提起

今から二年前に私はその当時の研究情况に立って、ビザンツ農業史が含む数多くの問題点を指摘した。(1) その際私は、

一 十世紀における村落の連帯責任制の崩壊、今後の研究課題として、

二 十世紀における農民層の階層分化、

農民法」と「租税要綱」との対比を通じて、たどられたのである。ところで第二の点については、(2) したルメルの論文が発表されて、第一の点については、村落の連帯責任制が次第に欠壊口をひろげてゆく過程が、「 の二問題が生ずる旨をのべておいた。ところで事実その翌年には、十一世紀初頭までのビザンツ農業史の発展を素描 ルメルは、 解明の

に考察を集中することがなかった。しかしながら、十一世紀にはじまるビザンツ帝国の封建社会への傾斜は、

一○世紀のビザンツ村落の社会構造

鍵を秘めていると思われる十世紀のマケドニア王朝の諸皇帝の一連の土地立法を全面的にとり上げながらも、

一五七

その点

西 法をすべて検討することをあくまでも目的とするけれども、それを通じて今のべた仮説の可能性をも同時に提唱しょ その推進力となったプロノイア制の担い手のなかには、このような階層分化の結果出現するにい たるべ き、 の階層分化の過程が同時に進行したのではないであろうか。そして後期ビザンツ帝国の封建化の象徴であるとともに か。それらと並んで、村落自体の内部にも、封建社会へのこのような傾斜と見合い、そこで一役を演ずるような農民 うという意図をもつものである。 ッパのミニステリアーレスにも似た)社会層も指摘できるのではないであろうか。本稿は直接には十世紀の土地立(ポ) 3 既成の貴族勢力の村落内への侵入と、 ーロッパとの接触を通じての、 封建社会(西ヨーロッパで典型的な発展をとげた)に固有の諸関係や概念の導入 かれらによる中小土地所有農民の隷属化からだけで説明しきれるであろう (西ョー

- 1 1957). gen zur byzantinischen Bauerngemeinde. Jahrbuch für Wirtschaftswissenschaft der Hitotsubashi-Universität 拙稿「ピザンツ農民に関する若干の考察」一橋大学研究年報 経済学研究Ⅱ(一九五七)(mein Aufsatz: Bemerkun
- T. CCXIX (1958) 32-74, 254-284, CCXX (1958) 43-94. (以下「素描」と略記)---さらには、 Review. 1960 Mai.) gikos 研究の新段階」(mein Bericht: Gegenwartıger Stand der "Nomos Georgikos"-Forschung. The Hitotsubashi 拙稿「Nomos Geor-

(α) P. Lemerle, Esquisse pour une histoire agraire de Byzance: les sources et les problèmes. Revue Historique

3 Schatzkammern, nº 16) に現われ、一〇ないし一二ヒュペルプラというような小プロノイア (oikonomiai) を保有するにす たとえば一三四二年のヨハネス五世の Chrysobullon Sigillion (P. Lemerle, Actes de Kultumus, no

ぎないセレスのストラティオータイ「クラゾメネス人」のごとき、あきらかにこの階層分化を通じて出現した社会層の範疇に 属するものではないであろうか、cf. G. Ostrogorskij, Pour l'histoire de la féodalité byzantine. Bruxelles 1954. S. 124

十世紀のマケドニア王朝の皇帝の土地立法

の一連の土地立法は合計一四から成る。ルメル「素描」における配例法にしたがって列挙すればつぎのとおりである。 ・ン六世(八八六-九一二)にはじまり、バシレイオス二世(九七六-一〇二五)におわるマケドニア王朝の諸皇帝

レオン六世の新法。発布日附なし。C. E. Zachariae a Lingenthal, Jus Graeco-Romanum (以下 J. G. R

→略記) III, p. 220 sq.=J. et P. Zepos, Jus Graeco-Romanum (以下 Zepos →略記) I, p. 186 sq.=F. Dölger,

Dain, Novelles de Léon le Sage, p. 376 Regesten der Kaiserurkunden des oströmischen Reiches (以下 R. K. O. R. 心略記) n° 558. cf. Noailles et

- ロマノス一世レカペノスの新法。九二二年四月発布。J. G. R. III, p. 234 sq.=Zepos I, p. 198 sq.=R. K.
- O. R', n° 595.
- C. ロマノス一世レカペノスの新法。 九三四年九月発布。J. G. R. III, p. 242 sq.=Zepos I, p. 205 sq.=R.
- O. R., n° 628
- D. コンスタンティノス七世ポルフュロゲンネトゥスの新法。九四七年三月発布。J. G. R.III, p. 252 sq.=Zepos
- . 214 sp.=R. K. O. R., n° 656

○世紀のピザンツ村落の社会構造

Į,

- 一橋大学研究年報 経済学研究 4
- E. コンスタンティノス七世ポルフュロゲンネトゥスの新法。発布日附なし。J. G. R. III, p. 261 sq.=Zepos I,
- p. 222 sq.=R. K. O. R., n° 673
- ロマノス二世治下(九五九―九六三)。テマの裁判官の照会にたいするテオドロス・デカポリテスの回答。
- G. R. III, p. 281 sq.=Zepos I, p. 240 sq.
- 690. G. ロマノス二世の新法。九六二年三月発布。J. G. R. III, p. 285 sq.=Zepos I, p. 243 sq.=R. K. O. Ħ ¤°
- Η. ニケフォロス二世フォーカスの新法。発布日附なし。J. G. R. III, p. 289 sq.=Zepos I, p. 247 sq.=R. K.
- O. R., n° 720.
- J. ニケフォロス二世フォーカスの新法。 九六四年発布。J. G. Ħ III, p. 292 sq.=Zepos I, p. 249 sq.=R. K

ニケフォロス二世フォーカスの新法。九六七年(九月一日直前)。J. G. R. III, p. 296 sq.=Zepos I, p. 253

O. R., n° 699

sq.=R. K. O. R., n° 712

- L. ニケフォロス二世フォーカスの新法。(Kと同時に発布?) J. G. R. III, p. 299=Zepos I, p. 255.=R. K. 0.
- R., n° 719.
- ニケフォロス二世フォーカスの新法。 発布日附なし。J. G. R. III, p. 299 sq.=Zepos I, p. 255 sq.=R. ×
- O. R., n° 721.

- N. 250.=R. K. O. バシレイオス二世ポルフュロゲンネトゥスの新法。九八八年四月四日発布。J. G. R. III, p. R., n° 772 303 sq.=Zepos
- バシレイオス二世ポルフュロゲンネトゥスの新法。九九六年一月一日発布。J. G. R. III, p. 306 sq.=Zepos
- I, p. 262 sq.=R. K. O. R., n° 783 いたものといってよく、従ってそこを出発点として、本稿は以下に一々の立法の要旨を記すとともに、立法を通じた 以上の十四の立法については、従来も研究は存したが、やはりルメルの上記の最新の論文が今後の研究に基石をお(4)

限りでのビザンツ農業史が含む諸問題を指摘してみたいと思う。

(4) これら研究は、P. Lemerle, Esquisse. CCXIX 267, n. 1. に列挙されている。V. G. Vasilievskij, Materiaux pour l'histoire intérieure de l'Empire byzantin. (en russ.). Zurn. Min. Nar. Prosv. CCII (1879)=Travaux de V. G

Vasilievskij. (en russ.) Leningrad 1930, IV 250-331, cf. 266-331.---A. Rambaud, L'Empire grec au Xº siècle.

La vie rurale dans l'Empire byzantin Paris 1953.—A. P. Každan, Les mouvements paysans à Byzance au Paris 1870.—E. Bach, Les lois agraires du Xº siècle. Classica et Mediaevalia 5 (1942) 70—91.—G. Rouillard,

Xº siècle et la politique agraire des empereurs de la dynastie macedonienne (en russ.) Viz. Vrem. V (1952) 73

—98; Id., Sur les caractères particuliers de la propriété féodale à Byzance aux VIIIe—Xº siècles. (en russ.) Viz

nerie à Byzance au Xº siècle. (en russ.) Viz. Vrem. X (1956) 66—80. M. L. Abramson, La paysannerie des terri-Vrem. X (1956) 48-65; Id., Formation du domaine féodal à Byzance au Xº siècle. (en russ.) Viz. Vrem. XI (1956) 98—122.——K. Osipova, Développement de la propriété foncière féodale et asservissement de la paysan-

toires byzantins de l'Italie méridionale aux IXº-XIº siècles. (en russ.) Viz. Vrem. VII (1953) 161-193. なお (出 の拙稿は、Bについての全訳を含む。

(5) この点では F. Dolger, R. K. O. R. の法令要記がつねに導きの星となる。

A.

του ὑποδημόσιου) を移譲することも、対国家義務を果す者に許し、近隣者(τῶν γειτνιαζόντων)がそれをさまたげ ἀνεπιρουήτως)、売ることができる。なぜならば皇帝は、国庫にたいして義務を負ったいかなる不動産(πὰν ἀκίνη-「不動産の所有者はそれを、売りたいと思う人にたいして、妨げられも訴えられもせずに(dveπikwλύτως te kai

ることを許していないからである。

ることができない不動産を売却することができるし、購入者は購入物を所有してよい。 近隣者(olπλησιdζοντες)が、実際には取得の意志がないのにそのふりをして毎日を遷延し、細民の手許にそれをい つまでもとどめておくことは正しくない。そこですべての細民(πᾶσι τοῖς ἀπόροις καὶ πτωχοῖς)は、持ちこたえ そこでもし細民(ὁ πένης καὶ πτωχὸς καὶ πράγματος μἡ εὐπορῶν)が自己の不動産を移譲しようとするさい、

問題の不動産を取得することができる。しかしそれをおこたれば、近隣者は閉め出され、購入者は不動産を保有する ただし売買後六ケ月の間は、近隣者は訴える(ἔκκλητου ποιεῖν)ことができるのであり、代価を購入者にかえして

ようになる。」

有農民と解釈されてきた存在が、文書史料における国家農民(δημοσίάριοι)にほかならない という新説を提唱したオストロ 容詞「国庫にたいして義務を負った」(δποδημόσιον) がある。十世紀の新法に「細民」としてあらわれ、従来は自由な土地所 ゴルスキーは、 新法中でわずかにこの事情を暗示する唯一の句として、O中の δημόσιου とよばれた土地を指摘する (G.

この法令において注意すべき言葉として、自由に売買できるところの完全な私有権の対象としての土地に附されている形

6

ストロゴルスキーの新説の詳細については(註1)の拙稿をみよ。 ルスキー自身は見落しているが、かれの角度からするならばΑ.の ὅποδημόσιου も当然問題とすべきところで あろう。なおオ Ostrogorskij, Quelques problèmes d'histoire de la paysannerie byzantine. Bruxelles 1956. p. 17 n. 2.)° 🛧 🤘 - II II

ことは間違いない。 この立法が、言葉こそ用いてはいないけれども、事実上問題としているのが近隣者の先買権(προτίμησις)である

族勢力への大幅な譲歩措置と相まって、貴族には農民所有地の買占めが容易になったと説く。そしてこのような親貴 族的傾向は、

ところでオストロゴルスキーはこの立法、先買権の廃止を定めたものと解釈する。そして同帝治下で看取される貴

これに反してルメルはつぎのように解することによって、レオン六世のこの立法をも、 ロマノス一世以後の同帝の後継者たちのもとではじめて逆転をみるようになったとするのである。 (8)

ロマノス一世の発布したB

がなかったように、それと表裏一体の関係に立つ(後述)同一村落民の先買権もまたひきつづき有効であった。そして ある。すなわち、ルメルによれば、村落共同体の租税上での連帯責任制が古代末期以来かつてその存在を止めたこと を嚆矢とし、有力者(δυνατοί)にたいして細民を保護しようとしたΩまでの全ての新法と同系列に所属 させる ので

○世紀のビザンツ村落の社会構造

橋大学研究年報 経済学研究

つまり、「近隣者」がその特権を放棄して引き下るまでは「部外者」に売却することを禁止した結果、今度は近隣者が、 レオン六世もBを通じてこの特権を廃止する挙に出でたのではなく、売却者としての細民の立場を保護しようとした。

ような作戦は、売却者が必要にせまられた「細民」である場合には殊に有効であった。そこで皇帝は、一方において、 最後に捨て値で入手しようという希望から、その諾否を遷延して売却をながびかせようとする事態がおこった。この

間を六ケ月に限ることによって、購入者をいつまでも不安定な状態におくことに終止符を打った。ルメルは以上のよ 売却には先買権の行使が必ず先行しなければならないという規定を改めるとともに、他方において、先買権の行使期 先買権が購入者を拘束するという大原則は依然変えないままに、その結果売却者までもが拘束されることのないよう、

によって一たん廃止されたとはいえ、その後間もなく Cod. Th. 11, 24, 6. (a. 415) によって復活され、続いて Cod. 私もこのルメルの解釈の方を採る。なぜならば、この先買権は、Cod. Th. 3, 1, 6 (a. 391)=Cod. Just. 4, 38, 14.

うに説くのである。

典編纂バシリカ中に収められた (Basil. XIV, 5, (20) ed. Heimbach II p. 280; LV, 5, 1 ed Heimbach Just. 11, 56, 1. (a. 468) によって強化されている。そしてこれらの規定はレオン六世が完成したビザンツ最大の法

146)。このような、古代末期以来ビザンツ中期を貫いての先買権の存続が、外部からの大土地所有者の侵入による自 大原則を放棄せしめるほどの事態というものは、 由村落の秩序崩壊を阻止しようとの、 国家の側の一貫した意図に発すること明かだとすれば、 オストロゴルスキーによって充分納得的に説明されたとは言えない レオン六世をしてこの

からである。

- tíμησω) の意味を与えられていることを指摘する。 味を担わされており、Bの第一章の末尾でも「近隣者」(πλησιάζοντες) は「先買権を与えられた者」(οξς δεδώκαμεν τÿυ προ-付けられているにすぎないけれども、この「近隣者」はここでは「先買権を与えられた者」οξ προτιμώμενοι という一般的意 P. Lemerle, Esquisse. CCXIX p. 268 n. 3. は、先買権を与えられた者がこの法令では単に概括的に「近隣者」と名
- (∞) G. Ostrogorsky, Geschichte des byzantinischen Staates. München 1952. S. 204—205. オストロカノスキーは、 Just 頭する貴族勢力への国家権力の側での譲歩を示すものとして、つぎの点を指摘する。すなわち、ストラテーゴス職および国家 στρατηγός ἀγαθός, εὐγενής, πλούσιος...ΙV, 3 (ibid. p. 50): καὶ εὐπορωτάτους αὐτοὺς εἶναι καὶ εὐγενεῖς κατά τε τὸ γένος 高官職へは貴族を就任すべしというレオン六世のすすめや(Tactica Leonis II, 21 (ed. Vári I, p. 29):προχειριζέσθω μὲν スにのみ限定した同帝の第八四立法(Zepos Jus I, p. 152 sq.)がそれである。 一役人がその任職期間中に特別の皇帝の許可なしに土地を購入し、相続財産を収受し、贈与をうけることを禁じた Cod. 1, 53, 1 (a 528) を、コンスタンティノープル勤務の役人には撤廃し、属州役人には緩和し、ただテマのストラテーゴ 拹
- 9 K. E. Zachariae von Lingenthal, Geschichte des gricchisch-römischen Rechts. S. 237-238.
- J. Karayannopulos, Die kollektive Steuerverantwortung in der frühbyzantinischen Zeit. V. S. W. G. 43 (1956)

В.

S

307 ff

συγγενῶν ἢ κοινωνῶν)さまたげられてはならない旨規定している。しかし他の法律は、何人たりとも所属母村の住 臣民、国税、および軍事的非軍事的な対国家奉仕・支払義務のために、以下のような方法でこの矛盾を解決する。 民(tois tijs lõlas μητροκομίαs olkήτορσιν)以外の者に売却することを禁じている。そこで、貢納義務を負った

ないしその他賃貸借契約(μίσθωσις)を通じて移譲しようとする者は、先買権(προτίμησις)に関する規定にもとづ(Ξ) 不動産(οἰκίαν ἢ ἀγρὸν ἢ ἀμπελῶνα ἢ ἕτερον τὸ οἱονοῦν ἀκίνητον)を持ち、それを売却ないしエムフュテウシス いてつぎの五種類のグループにその旨を報知しなければならず、これら五グループは列挙された順序で先買権を行使 α 今後、都市、農村地方、属州において (ἐν πάση πόλει καὶ χώρα καὶ ἐπαρχία) 家屋、農地、葡萄園、 その他の

譲地と混淆状態にある者 (ol ἀναμὶξ συγκείμενοι συγγενεῖς)。

分割ないし未分割で(διαρέτως ἢ άδιαρέτως)財産を共有(ἐπίκοινον)する近親者で、その所有地が問題の移

すべくよびいれられる。

- (ἐπίκοινον) し、その所有地がおなじく問題の移譲地と混淆状態にある共同所有者 (οἱ οὔτως συμπεπλεγμένοι κοι-共同購入その他の共同獲得の方法で(ως έκ κοινῆς ἀγορασίας ἢ ἄλλης τοιουτοτρόπου κτήσεως)財産を共有
- καὶ οὺχ ὡς έξ ἐπικοίνου τοῖς ἐγγίζουσι κτήμασι κατά τι μέρος ἀναμεμιγμένοι ఈ ఏ) οὶ μόνον ἀναμιγμένοι, 上記の二つの場合とは異って、ただたんに問題と移譲地とその所有地が混淆状態にあるにすぎない者(οἰ ἄλλως

ξ, καὶ ξένοι πάντη τῷ ἐκχωροῦντι τυγχάνοιεν)°

問題の移譲地に隣接した土地を持ち、問題の移譲地と租税を共同に負担する者(ol συμπαρακείμενοι ὁμοτελεῖς)。

問題の移譲地とたんに部分的に合一した土地を有するにすぎない近隣者(ol áπλῶς πλησιάζοντες ないし、ol

άπλῶς ἔν τινι μέρει συναπτῶς ἡνωμένοι)°

のもとに記載されているすべての者(πάντας τοὺς ὅπὸ τὸν αὐτὸν ὅποτεταγμένον ἀναγραφομένους)を指す。 租税の共同負担者(ὁμοτελεῖς)とは、たとい種々の場所で租税を納めていようとも、同一の ὑποτεταγμένος 同一の特権順序に属している者が幾人もいる場合、通告はすべての者に等しくなされねばならず、購入希望者は正 の名

常の利子および改良事業費と一括して納める。先買権をもたない購入者は排除され、支払った購入価格、 ことが出来るのであって、この管理者は新規購入者たちとともに割当て分を取得し、委任者のために割当て額を、通 額を支払わなければならない。定められた期間内に自分の支払い分を納めない者は先買権を喪失する。ただし戦争捕(エン) 少者であるとかいう場合は別である。これらの者のために、その財産管理者は、四ケ月間のあいだ先買権を行使する 虜であるとか、流刑中であるとか、国外追放中であるとか、公・私用で不在中であるとか、未だ二五才に満たない年 ようとしたときには、お互いの間での話し合いにより、ないし国家当局の権限で、土地を分割し、各人がその割当て 当な価格を正しく三十日以内におさめなければならない。もし同一の特権順序に属している者がすべて特権を行使し 利子、改良

事業費を返済される。もし管理者が、自分の管理行為について委託者から賛同をうけないかもしれないと感じた際に

裁判所の書面により、委託者の先買権行使の意図の有無を確定することができる。管理者はこれをおこたれば、

○世紀のビザンツ村落の社会構造

一橋大学研究年報 経済学研究 4

委託者にたいし損害陪償の義務を負う。

村落ないし部落共同体(τῆς ὁμάδος τῶν καλουμένων χωρίων ἢ ἀγρίδιων)の土地所有者相互間の先買権につい

を加えた謀本人であることが判明した者は、たとい被害者が欲せずとも、けっして被害者の財産を取得することがで はその家族にたいして故意に、自分自らの手で、ないしその身内の者の手で、金銭的ないし身体的被害、残酷な屈辱 てはとくに(πολλω μᾶλλον)つぎのように規定する。もし先買権を与えられたすべての者が申込んださい、移譲者又(β)

譲行為自体が無効であるとともに、 た額を失い、土地と金額はいずれも国庫に帰属し、土地は国庫が近隣者に売却に出す。誓約前の発覚のさいには、移 誓約後に虚偽が判明したときは、偽証罪のかどで、移譲者およびそれと関係した者は、一方は土地を、一方は支払っ されることがあってはならない。そのために先買権の特権をもつ者は、移譲者および取得者から、 それらの行為が、先買権をもたない者にひそかに売却をおこなったり、賃貸借をおこなうためのおもてむきの口実と 身内関係者も関係外の者も、自由に移譲をおこなうことができ、そのさいには先買権は顧慮されない。 婚姻の贈物、 たんなる贈物、死亡の贈物、 移譲者はたといそのような情况下でもはや欲せずとも、 遺産、 交換、 その他のとりきめ(ðiddwais)の理由で、⁽⁹⁾ 先買権の特権をもつ者に 誓約を要求できる。 しかしながら、 かなる

β.有力者 (δυνατοί) についてはとくにつぎのような規定を設ける。かれらは「細民」から (παρὰ τῶυ εὐτελεστέρων)′ 近親関係にあるのでなければ、養子縁組、たんなる贈与、死亡、遺言、使用、のいかなる理由によるにせよ、また保

売却をおこなわなければならない。

護と協約のためであれ(ώς ἐπί τινι προστασία καὶ συνδρομῆ)、何ものをも獲得してはならない。さらにかれらは、 みずからがそこに所有地を有していない何如なる村落ないし部落においても、これら村落、 部落、 の土地所有者と

(ἐκ κτητόρων αὐτῶν)、新規の購入、賃貸借契約、土地交換、をおこなってはならない。 売却に附されるのがこれら土地所有者の所有地 (αξ στάσεις) ではなく、それ以外の者の所領 (ἐτέλων προσώπων

τὰ προάστεια)であっても、国庫に帰属した荒廃地(οἱ λεγόμενοι κλασματικοὶ τόποι)ないし他の国庫帰属地であ 力者が加わることがゆるされる。 上記の村落ないし部落の土地所有者が先買権を持つべく、これらの者の自発的権利放棄をまってはじめて有

をかけることができるほどの者、あるいは、有望な約束で移譲者を釣ることができるほどの者、をいう。 有力者と見做されるべき者とは、自分自らが直接に、ないし明かに親密関係にある第三者を通じて、 もし有力者がこのような行為を企てた場合には、土地は没収されたうえ、土地と等価の金額を国庫に罰金として納 移譲者に圧迫

めなければならない。ただし十ケ年間なんらの告発もおこなわれなければ、それ以後は先買権の特権保有者からも、

国庫からも、追求されない。

に、その土地が本来負っていたストラテイア義務(εἰς τὴν τῆς ιδίας στρατείας ἐνοχὴν καὶ ὑπηρεσίαν)のために、 もせよ移譲されたすべての軍事保有地ないし今後移譲されるべきすべての軍事保有地は、 その現保有者から原保有者

返還されなければならない。ただし移譲後にもなおストラティオーテースの手許に(τῷ στρατιώτη)、従軍する者の ○世紀のビザンツ村落の社会構造

一橋大学研究年報 経済学研究 4

ために新ストラテイアを維持できるだけの土地 (ὅσου τῷ στρατευομένφ πρὸς τὴν τῆς νέας στρατείας σὑστασιν

έξαρκεῖ) がのこっている場合は別である。」

- (#) Basil. XIX, 5. cf. R. K. O. R. n° 595
- (A) Zachariae, Geschichte. S. 245.
- Esquisse. CCXIX (1958) p. 269 n. 1: ——なおルメルはここで $\mu'a\partial\omega acc$ の解釈について、それを $\epsilon\mu\phi$ breve ないし $\epsilon\kappa \delta c$ -要するに「有償で」(à titre onéreux)。後段の「無償での」(à titre gracieux) 移譲と見合うものである (Lemerle,

ros に類似の長期契約と解する Zachariae, Geschichte. p. 245. を批判している。) когишиоに ยのらんせ、Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 269 n. 2 もみよ。

- ἀναμεμημένοι ヒ೧၄トセ′ Lemerle, Esquisse. CCXIX(1958) p. 269 n. 2. ゃみょ。
- (16) ὑποτεταγμένος にかんする諸解釈については、Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 269—270 n. 1. をみよ。
- (17) Zachariae, Geschichte. S. 247. および同頁の Anm. 809. をみよ。
- (18) この句はデルガーのように、これに先立つ規定が扱ってきた五グループに所属の小農民 とはちがって、大所領(ganze
- CCXIX (1958) p. 269-270 て、ルメルのようにたんなる「近隣関係」《voisinage》以上のまとまりをもつ サ δμάς τῶν καλουμένων χωρίων ἣ ἀγρίδιον Komplexc)を所有する領主 (Grundherron) を対象とすると解すべきではなかろう (R. K. O. R. n。595.)。そうではなく という単位(《unité collective》)について先買権を確認した句 (πόλλφ μᾶλλον) とみるべきであろう (Lemerle, Esquisse
- るにいたる。 (註13)でふれたように、ここでは先買権行使の対象とならない「無償での」(à titre gracieux) 移譲がとりあげられ

この法令の内容にたちいる前に、この法令の信憑性について最近ルメルが提示した疑問にふれなければならない。

この法令をヅアカリアエ以来の通説はロマノス一世レカペノスが九二二年に発布した新法と解し、デルガーも R Ħ でこの通説に従ってこのBを処理した。しかしながらルメルは、テキスト、制定者、日附、 の三点でつぎ

にのべるような疑問を挿むのである。

糧食提供、要塞・道路・橋染構築などの、軍事のための義務、を内容とすると解すべきこと)。 στρατιωτικῶν λειτουργημάτων συντελείαν) は軍事保有地の存在を暗示する句ととるべきではなく、むしろ宿舎提供、 同新法の手書本における伝承事情についてみるに、Synopsis や Prochiron Auctum などの法律私撰集の附録 んする成文法はなく、ただ慣習法のみが支配していたとのべていること(C中の「軍事奉仕のための貢納」(マウヒ マ@ヒ テキストの点で。 B.があげられていないこと。コンスタンティノス七世はE.中の五箇所において、その時まで軍事保有地にか 本文が統一的でなく雑多な要素から成ること。すくなくともでは偶然に附加されたもので、 の目 事実

制定者について。 日附について。九二二年という記載は、Synopsis の第三グループの附録および Codinus にみられるにすぎず、 手書本中にはロマノス一世ではなく、 コンスタンティノス七世の名をかかげるものが多いこと。

事実Вロマノス一世自身の制定になる℃や、ロマノス二世治下(九五九─九六三)に所属する┣゚でも 知られ ておらず (註26および60をみよ)、 ニケフォロス二世のKにおいてBを暗示するとおもわれる句があらわれるにすぎないこと。

以上のルメル の疑問には、カラヤノプロスも賛意を表すのであるが、このことを念頭におきつつも、(3) ともかくもこ

一〇世紀のビザンツ村落の社会構造の新法の内容にたちいってみることとする。

経済学研究

γειτόνων καθελκόμενοι ἀλληλεγγύως ないし ἕποικοι として現れているにすぎない。そしてこれら後者の場合において あり、 この新法Bである。このようにヅアカリアエは考えるのである。これにたいしてカラヤノプロスは、(タエ) にはつぎのような区別だてがみられる (F. Dölger, Beiträge zur Geschichte der byzantinischen Finanzverwal-も、ツアカリアエの説くような意味での新しい連帯貴任制がよみとれるかどうかはうたがわしい。反対に「租税要綱」 むしろ ὁμόκηνσα と同義語であったのではないかと考える。その他ビザンツ中期における租税上の連帯 るπλησιόχωροι ないし γείτονες がヅアカリアエの説くように特定の意味で用いられているかどうかは不明であり、 かわって、近隣者に先買権が与えられるにいたった。そのさい負担の順序に応じて先買権行使の順序を定めたものが 任の方式は、ビザンツ中期にいたって、近隣者(πλησιόχωροι, γείτονες)を対象とした方式に変じた。それに応じて ちに顧慮することなし一括された土地群、すなわち村落所属地 Gemeindefluren)、および ὁμόδουλα (村落領域外に 要約するにとどめておく。すなわちヅアカリアエによれば、古代末期の ὁμόκηνσα(ケンススのさい、その所有者た として、詳細な分析の対象となった。(註1)の拙稿はこの間の事情をすでにくわしく紹介したので、本稿ではそれを い手は、「農民法」でも οἱ τὰ δημόσια ἀπαιτούμενοι として、「租稅要綱」でも πρόσχωροι ないし οἱ |地売却にさいしては、従来ホモケーンサにもとづく連帯責任を負担していた convicani (Cod. Th. 11, 24, 6) に ケンススのさい同一所有者に所属していた土地、すなわち大所領 Grundstückskomplexe)、という租税連帯費 近隣者をいみす 責任制

tung besonders des 10. und 11. Jh's. Berlin—Leipzig 1927. S. 119. Z. 15—18.)、すなわち、

1. δλόπτωχοι στίχοι の租税負担の帰属先きとしての ὁμὰς χωρίου

2 ολόπτωτα χωρία, ἀχρίδια, προάστεια, τόποι の負担の帰属先きとしての γειτονοῦντες

3 ἀποκεκενημενοι στίχοι の負担の帰属先きとしての τελεσταὶ τῶν στίχων

論するのである。私自身もすでに(註1)の拙稿でカラヤノプロスと同一の趣旨をのべておいた。(タミ) そしてこれらの区別は、古代末期の連帯責任の諸形態(所領内における、村落内における、村落間における)とほぼ ている。また「租税要綱」の ἔποικοι はビザンツ初期の convicani に相当する。以上のようにカラヤノプロス は反 合致する。つまりユステイニアヌスの新法におけるホモケーンサとホモドゥラとの区別は、ビザンツ中期にも存続し

としてもっているということであろう。そしてそれを攪乱する要素として、ここでは有力者が登揚してくるのである。(33) らず、土地所有を固着化させようという、換言すれば、一種の社会的均衡を保持しようという社会的な配慮をも動機 さいごに、前述のごとくその信憑性がルメルによって問題とされたにもかかわらず、軍事保有地に関するよについ さらにBについて注目しなければならないのは、ルメルも指摘するように、この法令がたんに財政的な配慮のみな

ストラティオーテースが実際に従軍したことを暗示する箇処があることを認めているのであるけれども、(5) れた土地の所有者であり、必ずしも現実の従軍者(στρατευόμενος)であることを要しないという新説をたてるさい て一言ふれなければならない。それは、ルメルが通説に反して、スラティオーテースとはストラテイア義務を賦課さ .有力な一論拠となっているのがこのただということである。もとよりルメル自身、mおよびmの中に、このような(タイ)

J Karayannopulos, Die Entstehung der byzantinischen Themenordnung. Byzantinisches Archiv. Heft 10. Mün-

〇世紀のビザンツ村落の社会構造

こと、を説くのである。 **属する土地を意味するにすぎないこと、そして慣習法的段階にある軍事保有地は、E:においてはじめて法制化をみるにいたる** と、τὰ στρατιωτικά κτήματα は、いまだ厳密な専問用語の意味での軍事保有地ではなく、たんにストラティオーテースに所 ίν 86 Anm. 4. ——他方においてカラヤノプロスは、Bがいまだ軍事保有地の法定化をおこなってはいないこ

- (집) Zachariae, Geschichte. S. 238—39.
- 定する制度(オストロゴルスキーのいわゆる ἐπιβολή)から、このような土地指定を伴わない制度(オストロゴルスキーの つまり、無主、荒廃化した土地について租税上の連帯責任をひきうける場合に、この負担を負った者に該当土地を最終的に指 ルメルによって原則として賛同されたが)、古代末期以来の租税上の連帯責任制のビザンツ中期におけるつぎのような変更、 わゆる àddŋムタアアーロov (-ワ)) への変更がおこなわれたこと、を主張する。これについては、(註2) の拙稿をみよ。 (註1)の拙稿、三九六―七頁をみよ。なおオストロゴルスキーは(カラヤノプロスによって批判されるとともに、他方
- (%) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 270.
- Japan) Nov. 1959. p. 94 sq.) をみよ。 🖈 (mein Bericht: Recent Discussions on the Byzantine Theme-System. Shigaku-Zasshi (The Historical Journal of

(24) Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 49. くわしくは、拙稿「テマ(ΘEMA)論争の新段階」史学雑誌第六八編第一一

- (%) Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 48 n. 3; p. 50-51; p. 50 n. 5; p. 51 n.
- C.

こにかれらがおこなった改良事業ともども(μετὰ τῆς προσγινομένης καλλιεργίας)、原所有者ないしその近親者 関係のアルコン、 あるいは位階の就任者、元老階議員、 よび国家の安全のために(κοινῆ σωτηρία)おこなわれるのである。つぎに列挙する有力者は、自らないし他人を介 τορες τῶν αὐτῶν (i. e. τόπων) または隣りあった土地所有者 (οἰ οἰκήτορες τῶν ὁμορούντων ἀγρῶν ἢ χωρίων) しかしながらやむをえず所有地を売却しなければならないときには、同じ土地を共同に有する土地所有者(ol olenj-のべた長文の序文に続いて〕α子供や近親者が相続財産を取得したり、所有者が自発的に処理することは許される。 は国家・教会機関のために土地を取得してはならない。マギストロス、パトリキオス、ストラテーゴス、文武の官職 して、村落ないし部落の全部あるいは一部に入りこみ、購入、贈与、相続、その他の類似の理由で、自分自身あるい われるのではない。そうではなくて、「細民」にたいする配慮と庇護から(εὐνοίq καὶ προστασίq;ιῶν πενήτων)お にたいしてまず購入がゆるされる。この措置は、べつに有力者(loxvotépot)にたいして憎しみと嫉みとからおこな Γ[貧慾が秩序を混乱させ、不正を増大させ、その結果として細民(πτωχοί, πένητες)の苦しみがおこったことを 国家・教会機関の長、がそれである。これら有力者のこのような土地取得は無効であり、土地はそ テマのアルコンおよび前アルコン、都大主教、大主教、主教、 修道院長、

στάσεις, τὰς διώξεις, τὰς ἀγγαρείας) 細民の困窮を増大させ、他の方法で抑圧や困窮を続行した。そして理解力あ τῶν οἰκττῶν μισθαρνούντων, τῶν ἄλλως ἐπιτρεχόντων καὶ συνόντων)、襲撃と追撃と使役とによって (τὰς ἐπανα 一〇世紀のピザンツ村落の社会構造 一七五

これらの者の専横は、多人数の家内奴隷、日傭い労働者、そのほか管理者および一党の者を手段にとし(τῷ πλήθει

部落の土地所有者に無償で(ἀναργύρως)返還されなければならない。

ないし村落、

国家にすくなからざる破滅をもたらした。なぜならば、土地所有者の数が多ければ多

る人なら誰にでも分るとおり、

μάτων συντέλειαν) は果されることになる。反対にその数が減少すれば、これらすべては失われることになるからで で、あるいはその他なんらかの贈与で、買いとったのである。 に ある。ところが反対に多くの有力者は「細民」の困窮につけこんで購入をおこない、愛と同情と善意を与えるかわり いほど(ἡ τῶν πολλῶν κατοίκησις)、国税は納められ、軍事のための諸義務(τὴν τῶν στρατιωτικῶν λειτουργη-「細民」を飢餓の淵においこみつつ、不幸な「細民」が捨て値で手放す所有地をあるいは金、銀で、あるいは穀物

間において、 β.過去のインディクティオ第一年次 〔九二七年九月—九二八年八月〕 換言すれば飢饉発生の年以来今日にいたるまでの期 を、原所有者ないしその相続人ないしその親族、ないし「細民」ないしその他の租税共同納入者 (συντελοῦντες)、な 部落ないし村落の支配者となり、そこで全部ないし一部の土地を獲得した有力者は、 その支払った代価

経費の返済をおこなうべく、反対の場合には、改良事業をおこなった有力者が材料をもって立去ってよい。 改良事業については、所有地の返還をうけるべきこれらの者は、支払いの能力もあり意志もあるときには、 必要な

いし共同体(óμάς)から返済された後、そこから立退くべきである。

おなじく現在でも無効であり、 以上は売買による土地取得についてであるが、贈与、相続、その他による有力者の取得ないし略奪行為は、 原所有者ないしその子ないしその近親者、 ないし租税共同納入者(συντελεσταί)に返

アヒ以前はいやしい存在であったのに、いまやその生活状態が非常によいものになった者は、最初の (インディクティ

還がおこなわれなければならない。

χωροι)に掠奪をおこない、 の財産を獲物のように考えてはならない。 しい者と取引した結果うけるべき当然の告訴状である。人々の分には差異があるけれども、 オ第一年次以前の〕所有状態にもどらなければならない。かれらは自分に与えられた分を 越え、近隣者 (ol πληαιύ-った者は、今度は自分の村落(τὸ ὁμόχωρον)にたいして慈悲ある態度を示さなければならず、近隣者 (οἰ πλησίον) 後者を一そう不幸な状態におとしいれてはならない。以上は、 地位と声望ある者 神から恩寵を自らに給わ

得することを禁ぜられる。 6.インディクティオ第一年次以前に「細民」の土地をすでに獲得していた者は、もし現在も同じ財産状態にあること が明かであるならば、その状態にとどまってよろしい。ただしかれらもまた他の人々とおなじく、近隣者の土地を取

は 共同納入者(οἱ συντελεσταί)に返還さるべきである。 自由に、 土地は、 そこから追いたてらるべく、あくことをしらぬ強慾の報酬として、所有財産の喪失を蒙る。 細民」に苛酷な、 なんらの強制をもともなわずに売却がおこなわれたさいにも、 ただちに売却者ないしその相続人ないしその近親者に返還さるべく、これらの者がいないときには租税 絶えざる負担をかけることによって、近隣者にたいし堪えがたい存在であることが示された者 売却物は売却者に返還されなければならな

座の返済を強制されてはならない。そのさいには、「細民」にたいし、重荷にならないで返済するよう計算されたと 代価を返済すべき者が富裕ならば(eǚπopot)最初に支払われた代価を返済すべく、 貧困者ならば (ἀποροῦντες) 即

ころの三ヶ年の猶予期間が設けられるべきである。

○世紀のピザンツ村落の社会構造

橋大学研究年報

経済学研究

な反対に売却者側が不当の利益をおさめたときには、売買以後に生じた収入利益は、 倍以上であることが判明した場合には、 それを無償で売却人に返還しなければならない。 売却物を回復する原所有者が返

済すべき代価に充当される。もし返済額に満たないときには、不足額が土地回復の権利を与えられた者から補塡され

か修道士となった、ないしなろうという理由で、 自らの所有地を修道院の管理下に委ねても、 修道院はそれ

る

てはならない。 ただし修道院は、もしそれが真に寄進者の霊魂の救済のためであり詐欺でも過度の世話やきでも巧み

土地の正しい

対価は受取ってもよい。

な詭弁でもなければ、

、結びとして法令はつぎのように規定する」

は ならない。

上記すべての有力者は、購入、贈与その他いかなる方法によっても、村落ないし部落の土地所有を密かに獲得して

今後そのような行為に出た者は無償でそこから追いたてられ、そこに所有する改良事業を手放さなければならない。

ある。 その上かれらが貴顕者である(περιφανεῖς)場合は、新たに取得した財産の価格を、 れ らがそれをおこなえるほどの経済能力がなければ、 この措置はけっして国家の財政利益のためではなく、「細民」にたいする配慮から発したものである。 無償でおいたてられた上、適当な処置をうける。」 罰金として国庫に納めるべきで も ĭ

か

26 デ ル ガーは、 В. |がロマノス一世の九二二年に発布した新法であるという解釈にたちつつ、ここに同法への参照をよみとる

会的混乱を収拾するために発布されたのがこの新法である、と。そしてルメルは、Prochiron Auctum の附録でこ(%) ディクティオ第一年次すなわち九二七年九月一日から九二八年八月三一日の期間におこった 飢饉を 想定 する。すな の法令に附された標題には、この法令が《インディクティオ第一年次の飢饉の年に》τῷ καιρῷ τοῦ λιμοῦ τῆς α ἰν-を伴い、この機会を利用して有力者は諸種の手段をもって農民から土地を奪いとった。このようにしておこった社 オストロゴルスキーおよびルメルはいずれもこの新法発布の直接の背景に、β.でも言及されているところの、 オストロゴルスキーによれば、九二七年から八年にかけての厳冬下の大不作が苛酷な飢饉と破壊的な伝染病と

δικτιῶνος に発布されたと記されていること、一般的に言って、数多くのテクストにあらわれる《インディクティオ

第一年次》とは九二八年に猛威をたくましくした飢饉の意に解さるべきこと、新法中 でもD (β.の 冒頭) およびF.

ros, Bonn p. 743; Georg. Mon., Bonn p. 908—909; Cedrenus, Bonn. II p. 312 にも飢饉への言及がみられること λιμόν τὸν ἐπὶ 'Ρωμανοῦ τοῦ πρεσβυτέρου γεγονότα の句があり' Theoph. Cont, Bonn p. 417; Symeon Magist (序文およびβ.の冒頭)でこれへの言及がみられること、Peira VIII. I (Zepos IV, p. 32) でも ὑπὲρ τὸν μέγαν

国家および教会のヒエラルキーの上層部をかぞえあげるのである。これは、なによりも高位の官職 就任者 としての (つまりたんなる大土地所有者としてではなく)ビザンツ貴族の在り方を端的に示すものとして、注目すべき史料で この新法の特色は、 有力者とよばれた者の実体が何であるかを示す点にある。すなわち、この新法は有力者として、

○世紀のビザンツ村落の社会構造

σομαι, λέγει ὁ κύριος)、むしろ faibles と称する方が適切である、とされる。 あろう。なおルメルによれば、この有力者(δυνατοί)が社会的概念であるのにたいし、かれらが圧迫を加 える 対象(30) ばじの冒頭 'Ένεκα γάρ φησι τῆς παλαιπωρίας τῶν πτωχῶν καὶ τὸ τοῦ στεναγμοῦ τῶν πενήτων νῦν ἀναστή πτωχοί)とよばれているのは、たとえばC・中でも引用されている聖書の用語法の影響にもとづくものであり(たとえ も、社会的に劣った状態の者であって必ずしも経済的に劣った状態の者ではないにもかかわらず、pauvre (πένητες,

実は村落自体の内部において農民の階層分化が進行し、深刻な事態を現出していたという事実なのである。 くたにみられるということである。そしてこのたが同時に示すのは、国家権力のこのような介入を必要とするほど、 さらに注目すべきいま一つの点は、すでにBでもみられたところの、村落内の秩序の固定化への努力が、なかんず

- (%) Ostrogorsky, Geschichte, S. 220—221.
- (2) Lemerle, Esquisse (1958) p. 271 n. 1.
- (30) Dölger in B. Z. 49(1956)125—129.——さらには、拙稿「中世ヨーロッパ世界の統一と分化」一橋論證第四一巻第 p. 63-64 をみよ 中 (mein Bericht: Unity and diversity in the medieval European World. The Hitotsubashi Review. Jan. 1959
- (云) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 271—272.

D.

β.インディクティオ第一年次ないし飢饉の年からコンスタンティノス七世の登極までの間におこった事件については 侵入を企てた者はすべて、代価返済についてなんら請求権をもつことなく、一義的かつ直ちに立退きを強制される。 国家行政上の必要から(κατ'οἰκουομίαν)判決を下した。そのためついに皇帝の調査にもとづいて、これら事件につ うけ、いごの場合はより重い処罰をうける。しかし現実には有力者の大部分は「細民」にたいして災いの契約を結ぶ 法の規定に反して考案されたすべての行為はおこらなかったものとみなさるべく、売却人はこれら行為において支払 ことから指令どおりに身をひかず、裁判官たちは自発的というよりはむしろやむをえずそれら一々の場合について、 ディクティオ第一年次〔九二七年九月一日—九二八年八月三一日〕いご、法令〔C'〕いぜん、の揚合はより有利な扱いを χωρίων όμάς)ないしその個々の構成員(καθ'ξκαστον)から購入することから身をひくべきである。 にその所有地をすてて放浪することを余儀なくさせた。そこですべてのテマにたいし、つぎのような指令が発せられ び相続をうけて、村落内に入り込んだ。そして憐みをかけるべき弱者にたいし専横に振舞い(τυραννοῦντες)、 九三四年に定められた法令のみが有効であり、すでに行為を禁止された者のあいだのすべての贈与、 ンスタンティノス七世の登極〔九四五年一月二七日〕いご、いやしくも村落ないし部落、 ·ての一般的指令が発布された。すなわち、上記法令〔C'〕により購入を禁止されているにもかかわらず、 「テマ・トラケシオンの有力者(οξ δυνατοὶ καὶ ὑπερέχοντες)は皇帝の法令〔Ci〕を無視して、 皇帝の法令〔C·〕によって購入を禁止されている国家、 教会の官職就任者および機関は、 あるいは「細民」の不動産に 村落共同体 相続、 農地の贈与およ そのさいイン および同 明かにコ かれら

われた代価の返済請求に耳をかす必要がない。

○世紀のピザンツ村落の社会構造

εῖττον ἀντιλαβών.)がそれを欲しない場合は別である。 りでなく、力をもった者 (οὐ μύνον ἰδία τὴν ξαυτοῦ κατάσχεσιν ἀφορίσας διὰ τὸ ἀνενόχλητον, ἀλλὰ καὶ τὸ κρ-交換は無効であるべく、各人は本来の財産を再取得する。ただし「細民」であって、以前は共同体の一員であった (ἄτε πρίν ἀνακεκοινωμένος ὧν)、いまや独自に自分の所有地をなんらわずらわされることなく境界づけたばか

税納入者(συντελεσταί)に、最初の法令〔C・〕にもとづいて戻さるべきである。 売却についていえば、それは無効とさるべく、 売却物は直ちに売却者、 ないしその共同相続者、 ないしその共同租

め三ケ年の猶予期間が置かれるべきである。この特権は共同体(όμάς)が享受する特権と同一であり、(β) マタに達していなければ、代価返済はおこなわれる必要がない。しかし五〇ノミスマタを越えるときには、返済のた の官職就任者であれ、主教であれ―であり、売却者が無産者(dπóρων)である場合で、後者の財産額が五〇ノミス (σχολάριοι) セクレティコス (σεκρετικοί) にも与えられる。 購入価格の返済についていえば、人と事態とが調査さるべく、購入者が有力者ないしその側近者―国家ないし教会 スコラリオス

獲物をもって代価が充塡されうるまでの期間を裁判官が定め、共同体はこの猶予期間を保有すべきである。(※) 売却人が共同体(ôμάς)そのものであり、しかも代価を返済すべく貧困であるときには、返換された土地からの収

入者ないしその家族によって不正と抑圧をうけたことが明かとなったときには、代価返済の要はない。たとい購入者 売却者ないし売却者たちが売却にあたって強制ないし詐欺を蒙ったことが明かとなったとき、 あるいは売却前

が有力者でなくてもそうである。

および神護の都市コンスタンティノープルに在職のスパタリオス (σπαθdριοι)およびそれ以下のアル(S)

 \exists ンが購入者側であり、 しかもかれらがそのさいいかなる力をも不正をも用いなかったときには、 また有力者の保護

かれらは代価の返済をうけるのみならず、葡萄園のエムフュテゥシスのためであれ、

けれ 関係をも仰がなかったときには、 水車の建設のためであれ、 ば 家屋の材料をとり外してもよい。ただしそのさい土地の原况にたいし損害をあたえることがあってはならな 自らが支出した費用をも返済される。さらにかれらが家屋をたててその価格を返済されな

返還された土地の代価を返済すべき者が、債務を果すべく貧乏であるときには、返済さるべき価格ないし上記の諸

経費を充塡するに足る額が収穫物から生ずるまでの期間のあいだ、土地には抵当権が設定される。

換言すれば、

土地

義務であるべく、 は 売却者の手許にとどまるべく、 後者はさらに収穫物が失われないようにするために、文書を作成して収穫物について予め安全措置 収穫物の収穫についての配慮と、 収穫物の保存とは、 契約相手方である購入者

を構ずるだけの権限をもつ。

購入者に返済さるべく、反対の場合は、 売却者が他に財源をもち、 生活に充分なだけの資をそこから得ているならば、すべての収穫物は契約相手方である 売却者は必需品および農耕に必要なだけを収穫物から保留すべく、 残りがす

べて契約相手方である購入者に帰属する。

スコラリ r.共同体(ôμás) オスがストラティオーテースにたいして、ないし貧困者(eòredéorcpot)がわずかにより多くの財産をもつ 中の貴顕者 (περιφανέστεροι) に属する者が、同等者ないしわずか下位の者にたいして、たとえば

○世紀のビザンツ村落の社会構造

経済学研究

者にたいして、たとえば軍人以外の文民(ѝστράτευτοι πολίται)がスコラリオスないしセクレティコ イに たいして

おこなった移譲ないしおこなうべき移譲は有効である。

国家にたいする必要にせまられた者、ないし他処に嫁ぐ自分の娘に嫁資を与えようとした者が、国家にたいする義

は同一首村(μητροκωμία)ないし同一コーメートゥラ(κωμητοῦρα)の居住者間でのことに限られる。 (88) 不動産から移譲をおこなうことができる。ただしそれは、同一村落の居住者(συγχωρῖται)間での、やむをえなけれ ないし生じた負担、ないし約束した嫁資、に充当すべき動産を有しないときには、ほかならぬこれらの理由では、

もし有力者が売却をおこなったり、その他移譲をおこなったりするときには、 同一共同体(dvakoívwots)

べきである。 に所属し、売却人の放牧地、水、山林がなければ経済が成立たない村落民(χωρῖται)にたいし先買権が与えられる

特別の一部であるときには (εἰ δὲ ἐκ τοῦ ἐκποιουμένου κτήματος ἐστί τι καὶ ἰδιοσύστατον)、すべてを取得する 購入者がただ土地だけを欲し、 附属物をも同時に欲しなければそうしてもよろしい。もし移譲すべきものが土地の

か、すべてを放棄するかしなければならない。 「細民」は、他人がしめす価格、換言すれば、評価された価格の調達をおこなうときには、 そのために四ケ月の期

間があたえられる。」

χωρίου に相当する γ κοινότης τοῦ χωρίου がみられる。 共同体は全体として、売買行為の主体たりうることがここに示されているわけである。農民 法では、この 䓖 óμὰς τοῦ

- 33 どの、 のおどろくべき安定性を意味するか、あるいは法律家の伝統的形式主義の影響を示すか、のどちらかであること、 てつねに財産額が五○ノミスマタに満たない者を意味すること、そしてこれは同時に、ビザンツにおける貨幣価値および物価 ルメルはこの無産者 (ἄποροι) の語がはるかにビザンツ初期に遡るものであること、この語が πτωχοί ないし πένητες な 階級(classe)を示す言葉――つまり経済的であるよりは社会的な階級概念――とは混同さるべきではないこと、そし を指摘す
- 34 (Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 273 n. 2 スコラリオスとは、宮廷ないし皇帝衛護の下士および兵で、scholae palatinae とよばれた軍団で勤務するもの。 セクレ
- ティコスとは、 スパタリオスとは、σπάθη=spatha つまり武器をたづさえた者(armiger)を源義とし、具体的には宮廷護衛兵を指す。 コンスタンティノーブルの官房で勤務する役人、あるいは国家行政で屈われる吏員。

後には宮廷位階の一つを示すことばとしても用いられた (cf. F. Bréhier, Le monde byzanlın. t. II.: Les institutions

- de l'empire byzantin. p. 123.)
- (36) μητροκομία および κωμητοῦρα とは、ビザンツ農村地方の基本的財政単位である村落 (χωρίον) より上部の単位。 者はすでにBの冒頭に、さらに遡っては Cod. Th. 11, 24, 6 (a. 415)、および Cod. Just. 11, 56, 1 (a. 468) にあらわれる。
- 会的矛盾はたまたま九二七―九二八年の飢饉を契機として激化したにすぎないこと、そして、社会的矛盾自体はC・の この法令Dは、要するに十三年前に発布されたCoの確認であるが、ルメルも指摘するように、このCoによって、社
- 発布にもかかわらず止むことなく進行したこと、が示される。 この法令が示す興味ある事実はまず、有力者と「細民」との境界がここで明かになるということである。すなわち、
- スコラリオス、スパタリオス、 セクレティコスが境となり、 かれらまでがなお「細民」に属し、 国家のヒエラルキー
- 〇世紀のビザンツ村落の社会構造

に数えられている。(38) のそれ以上の官職は有力者に算入されるのである。また教会のヒエラルキーにかんしては、「小修道院」が「細民」

得たような存在や、またたにみられるように、おなじく「細民」に算入されながらも、村落の貴顕者とよばれた存在 う事実である。たとえば、B.にみられるように、以前は共同体の一員であったのに、いまや独自の所領をもち勢力を が明かにするのである。 がそれである。また問題のあるストラティオーテース 第二の事実として、村落構成員(συγχωρῖται, συγκληρουόμοι, συντελεσταί)の間にも、かなりの差異があるとい (前述)が村落内の上部層に所属していることを、 おなじくた

(%) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 273.

(38) その具体的な一例として、たとえば、一四世紀初頭のテッサロニケの一修道尼院 タゥ σεβασμία γυναικεία μονὴ τῆς Καν-Provinz. Studien zur alteren Geschichte Osteuropas. 1. Teil. (Festschrift fur H. F. Schmid) Graz-Köln 1956 τακουζηνἦς が想起さるべきである (F. Dólger, Aus dem Wirtschaftsleben eines Frauenklosters in der byzantinischen 11-17

Ε.

ど、この軍隊にかんする事項には最大の配慮(πρόνοια)がはらわれなければならないこと、ところで時の経過 とと 「〔軍隊にかんする事項(στpdτcυμα)が国家にたいする関係は、あたかも頭が身体にたいする関係に相当 する ほ

もにストラティオーテースの状態(τὰ τῶν στρατιωτῶν)は悪化したこと、をのべた序文につづいて、つぎのような 内容の叙述が展開される。〕

ように法制化される――*については(註4)をみよ――。すなわち、ストラティオーテースがそこからストラテイアを 提出すべき土地(τὰ ϵξ ὧν στρατεῖα ὑπηρετοῦνται κτήματα)を売却することは許されない。 ;いままで成文化されなかった慣習法が是認してきたところ(ἡ συνήθεια ἀγραφῶς πρώτην ἐκύρωσε)がつぎの

στόλου ἀποτεταγμένοι πλώιμοι τοῦ τε αἰγαίου πελάγους καὶ τῆς σάμου καὶ τῶν κιβυῥῥαιωτῶν) 労長る° 兵とおなじカテゴリーに属すべき者として、エーゲ海、サモス島、キュビライオトーンの艦隊乗組員 なければならないからである。 ならば、派遣されて、漕ぎ手として勤務する(α $\dot{\nu}$ $\dot{$ 騎兵(ヒℼマモg)については、各ストラテイアごとに四リトゥラの価値の土地が維持されなければならない。この騎

卑属であれ、尊属であれ、 義務とともに(μ età toù ołkelov μ évtorje etaáhoovs)自分たちの血縁の相続人に遺し——自分が財産を遺す相続人が νοι)者が、上記の価格をそのまま維持し、その欲するいかなる手続きによるにせよ、それをそれに附随した一切の もしこのような土地を所有して、その結果それぞれのストラテイア義務を負った者として登録された(κατειλεγμέ-傍系であれ (εἶτε κατιόντες εἶεν πρὸς οῦς παραπέμπονται εἶτε ἀνιόντες εἶτε ἐκ πλα:

ラテイアごとに二リトゥラの価値の土地が維持されてきたが、これもいまや法制化される。

給料(pord)の支払いをうけて皇帝の艦隊およびその他の艦隊に勤務する者には、慣習上(fix συνηθείας)各スト

一〇世紀のビザンツ村落の社会構造

けなければならない。 官職位階の所有者(ἀξιωματικοί)はこのような相続人になることを全面的に禁じられているからである―(Φ) γίου) ——遺言状なしに均分相続(ἐσοκληρία)がおこなわれるさい、ないし遺言状作成を通じて正嫡の相続人、ない 分相続をおこなうさい、これら相続人は相続財産の額に応じて貢納の義務(τò βúρος τῆς συντελείας)を負担し続 し自然の相続人、ないし第三者たるパガノイ(παγανοί)——なぜ第三者たるパガノイを挙げるかといえば、 それは、 が不均

らない。 まかされる。 動産についていえば、国家は規定を設けず、もし不動産があまりに多く減少していなければ、所有者の自由裁量に 反対のばあいには、不動産の不足額は栄与ある市民の評価にもとづいて、動産から充塡されなければな

βλέπτος)、官職位階就任者 (ἀξιωματικύς)、都大主教、 らは、土地の原况を破壊しなければ、自分自身の材料を持ち去ることができる。 いても、訴えることができない。たといかれらがそのさい多額の費用をつぎこんだ場合でもそうである。ただしかれいても、訴えることができない。ただしかれらがそのさい多額の費用をつぎこんだ場合でもそうである。 での有力者(dundarys)がそれである。これらの者は、支払った価格の返済についても、 まり何人もそれを買うことはできないのであって、なかんずくつぎの者がそうである。すなわち、貴顕者 ないしその一部を売却してはならない。 っていても、もしすべてが軍事保有地台帳に(ξυ τοῖς στρατιωτικοῖς κώδιξιν)登録されているならば、その不動産 たといストラティオーテースが規定の額を(τὴν δ.καιαν ποσότητα)はるかに上廻るほどのあり余った不動産に住 たとい残りの土地の価格が規定額をはるかに上廻る場合でもそうである。 主教、修道院、その他の教会機関、 つぎこんだ費用の返済につ およびスコラリオスま

分でなければならず($i\kappa lpha
u \gamma$ $\epsilon lpha
a
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u
a
u$ ティオーテースから土地を取得した者は、不足額を不動産をもって補塡しなければならない。 法でそれを移譲してもよろしい。ただしそのさいにも、かれの所有する登録不動産は、ストラテイア義務のために充 ところの土地(κτῆμα ἰδιοπεριόριστον καὶ τῇ στρατείᾳ ùκαταδοὑλωτον)をもっているさいには′ もし土地が一切登録されておらず、反対にストラティオーテースが独立の、そしてストラテイアの義務に服さない(タロ) 自らの欲する方

もしストラティオーテースの不動産がいまだ登録されてい ない さいに は、四リトゥラまでの価値の土地が良質地

入した後の購入者にたいして優先権(τὰ τῆς προγενεσίας δίκαια)をもつ。 よりストラティオーテースが良質部分を再取得するにあたって、良質部分を購入した最初の購入者は、 νομίω 💲 ήμετέρας προνοίας συγκροτείσθωσαν)。残りの部分についてはストラティオーテースは移譲の権限をも つ。もしさいしょに良質部分が購入され、後に劣等部分(τὰ ὰχρηστότερα)が購入されたさいには、 (τὰ εὐχρηστύτερα) から登録される。そして国家の側から特権が配慮される (τὰ εὐχρηστύτερα……τούτψ τῷ προ-ストラティオーテースが多くの良質地を有しており、そのうちの登録部分を移譲し、後になって登録されたこの移 劣等部分を購 前記の特権に

四 他の部分から購入者にたいして、それに見合った補償をしなければならない。いうまでもなくそのさいでも、 譲分を再取得したいとおもえば、 [リトゥラ以上の価値の土地を、 艦隊乗組員は二リトゥラ以上の価値の土地を保有しなければならない。 そのさいには追奪権が与えられる。ただしストラティオーテースは上記の所有地 騎兵は

ストラテイアの義務に部分的に服する者には (εἰ δὲ μέρει στρατείας ὑπηρετεῖταί τις)'、その義務分に応じた財産

○世紀のビザンツ村落の社会構造

法(πάλαι ἡ συνήθεια)がこのような軍事保有地保有者を、故意による保有者に算入しているからである(σχεδὺν うけなければ (ἀντπιφώνητος)、その所有を保証される (κυριεύεσθαι)。というのも、ほかならずすでに古来から慣習 いかなる方法にもせよ軍事保有地(τὰ στρατιωτικά)を獲得した者は、もし四十年間のあいだいかなる訴

γὰρ τοῖς κακῆ πίστει νομεῦσιν ἡρίθμει τούτους καὶ πάλαι ἡ συνήθεια)。 そして契約により保有者が収穫物の損害

賠償をまぬかれるのに反し、これら故意の保有者は収穫物(καρπούς)、収入(προσόδους)、および一切の損害を賠

償しなければならない。なお以上に記したところは今後法制化される。

ἄγραφος ἀδικία)が法律の力をもつことがゆるされてよいであろうか。(ધ) έπιδεεῖς ὀφθέντες)正当にもアドーレイア(ἀδωρεία)をうけるにいたった者もを含むべきである。なぜならば後者 ての(toīs rupiws deanotaus)かれらにたいし、国家の利益のために売却を禁じているのに、どうして国家にたい らない。ましてや(καὶ πολλῷ πλέον)国庫がこのような土地を売却してはならない。なぜならば、真の所有者とし らは、ストラテイアの義務がそこから遂行されるべき土地(τὰ ξξ ὧν αἱ στρατεῖαι ὑπηρετοῦνται)を売却してはな もまたストラティオーテースと同一の特権を(τῶν αὐτῶν τῶν προνομίων)を享受すべきだからである。ま たかれ ταῖς ໂεραῖς λεγεῶσι τῶν στρατιωτῶν) のみならず、運命の織りなす綾で能力を失い (διά τινα τύχης ἐπήρειαν してはそれをゆるしてよいであろうか。また古来から成文化されないままに慣習法上で存在したこの不 正(ヴπdスac ストラティオーテースとよばれるべき者は、ストラティオーテースの神聖軍団に奉仕する者(τοὺς καθουσιωμένους

β. 購入者は無償でその所有権を剝奪されるべきであるという、変った大まかな慣習法が支配してきている(πάλαι μὲν 以上は今後有効であるべき規定である。ところで過去から今日にいたるまでは、軍事保有地(マà orpartwrtad)の

トラティオーテースが不正に移譲した土地、ないし有力者が腕づくで横領した土地の追奪のために、先買権が与えら があれば、近親関係の度合いに応じ、より近親の者が欲しもせずその能力もなければより遠縁の者という順序で、ス ティオーテース(οἱ ἀπογεγραμμένοι στρατιῶται)に相続者—卑属にせよ、尊属にせよ、六等親までの傍系にせよ—(49) $\xi\pi\iota\kappa\rholpha\tau\epsilon$ i $a\partial\iotalpha\iota\tau\eta au\sigma$ oo \kappalpha i $\pilpha\chi
u\mu\epsilon\rhoo\dot\eta$ o $\sigma
u
u\dot\eta heta\epsilon$ o ここで、一々の細部については、それを実施する裁判官ごとに異 った判決が下され、その結果、不備の、明かでない点が生じた。そこでつぎのように定められる。登録されたストラ

ラティオーテースの租税共同納入者(σὑνδοται)および戦友(σὑναιχμοι)が続く。 これらの者もいなければ、租税共同納入者である貧乏ストラティオーテース(of συντελεστα; ἀπορώτεροι στρα もしこれら近親者がいなければ、法の定める近隣者のうち(τῶν ἀπὸ νόμου καλουμένων ἀγχιστῶν)売却者スト

れる。

能力を持つにいたるであろう (ピー 賃券 ξκείνων, αὐτοὶ τὸ ξνδέον τῆς ἀπορίας ἀνασώζοντες ξποικοδομηθεῖεν πρὸς τιῶται)が続き、その結果この貧乏ストラティオーテースは、取得した財産で不足額を充塡することによって充分な

一〇世紀のピザンツ村落の社会構造

ίσχυν ξκανότητος.)

もケンスス収入が脱落するのを防止するための措置なのである(πρὸς τὸ μὴ διαπίπτειν τὸν ἐκ τοῦ κήνσου φόρον)

もしこれらの者もいなければ、やむをえず租税共同納入者である文民 (o! πoλιτικοὶ συντελεσταί) が続くが、これ

スが貧乏な(ἄπορος) ストラティオーテース同志の間に土地の売買がおこなわれたばあい、もし富裕な(eŭπopos)ストラティ ストラティオーテースから購入すれば、前者は有力者に課されるのと同一の処罰をうけるの オ ーテー

全であり、ないし少くとも購入価格の返済をうける。

であって、購入した土地を無償で放棄しなければならない。 貧乏なストラティオテースが富裕なストラティオーテースから購入した場合には、その購入地にたいする権利は完

かどうかを調べ、不利益を蒙った側に有利な決定が下される。 γ. 以上は軍事保有地(τὰ στρατιωτικά)についてであるが、以下はストラティオーテース自身について(ἐπ' αὐτῶν

双方とも貧乏なストラティオーテースの場合は、善意にのっとり、他人の犠牲において利益を得ることがなかった

τῶν στρατιωτικῶν πρόσωπων)、およびかれらの身上にふりかかったことについてとり上げる。 かつて秩序の完全なる覆滅と、とどめがたい破滅の到来とがあったとき、名 誉ある 地位にある有力者 はすべて(3))

ἀνδραπόδων λόγψ) おとしいれ、非道なおこないをすることを考えた。いやむしろ、自分よりも高位にある者が一そ う利益を得ているのにがまんならなかった。そこで悪の完全な競争がおこった。なぜならば、おそるべき事態は有力 (πūs τις ἐν δόξη κραταιῶν) 広大な農村地方を完全にわがものとし、 あわれな土地所有者たちを奴隷の身分に(fiv

者のあいだにまでおよんだのではなく、反対にそこからはじまって、力の弱い者を(eic robe òleyooのexeës)めざし ティオーテースのかしらに立つ (ἄπαντες ἦγον ἄνω τε καὶ κάτω τοὺς στρατιώτας) 軍隊指揮官 (οἱ ἄρχειν τοῦ たからである。事実、富裕者(ολ ὑπερέχοντες)の所有は概していえば全国におよんでいる。そしてすべてのストラ

父祖の地(τò πάτριον ἔδαφος)に帰って隷属状態から解放された大衆(ἡ πληθὺς τῶν ἄρτι τῆς δουλείας ἀπηλ-よびそれほどでもない者の多くは(πολλοὶ τῶν χρηστῶν καὶ μετρίων)さけび声をあげるであろう。いやむしろ、 生死の淵においこんだのである。 きないので、自国民に貢納を課し、そのためにまたたくまにすべての秩序を転倒させ、その力の一撃でローマ帝国 ラテイア義務からの免除をあたえた(δωρα λαμβάνοντες ἀντεδίδοσαν αὐτοῖς ἀστρατείαν)。 かれらは腐敗しやす なげやりであり、蟻のように賤しく、狼のようにがつがつしている。かれらは敵に貢納をおこなわせることがで かれらをおさえるためにすでに皇帝により非常な努力がはらわれたので、 貴顕者お

στρατοῦ λαχύντες)、概してはストラテーゴスは、ドーラをおさめてその代償としてストラティオーテースにスト

保有していることが発見された場合において、もしその当人が、そこからストラテイア義務が完遂されるべき土地 (tù ξξ ων ή στρατεία ὑπηρετεϊται κτήματα) をも掠奪して所有しているときには、三六ノミスマタを罰金として 今後つぎのことが定められる。すなわち、何人かがストラティオーテースを隷属農民として(ξυ παροίκου λόγψ)

λαγμένων)がさけび声をあげるであろう。

らない。 庫が、自らにたいして果されるべきであった奉仕義務(ôouλeía)をさまたげられた代償として、収受しなければな 納めなければならない。そのうち半分はストラティオーテースが自らの旧態への復帰のために受取り、他の半分は国

その者は国庫に二四ノミスマタを納めなければならず、ストラティオーテースにたいしては支払い代価の返済を請求 反対にもしその者が軍事保有地 (τὰ στρατιωτικά)を奪いとったのではなく、購入したことが判明した場合には、

〇世紀のビザンツ村落の社会構造

Ч

する権利をもってはならない。

revery)収容した者は罰をうけない。 いには、 もし他人がストラティオーテースをその住居から追い出したり、あるいはストラティオーテース自身が逃亡したさ ストラティオーテースに憐みをかけ、隷属農民としてないし日傭い労働者として(εἶτε παροικεῖν εἶτε θη-

ἀρχόντων καθειστήκεσαν)場合は別である。しかしながらこのストラティオーテースが部外者であり、共同体の一(&) 員である (ἐκ τῶν ξξωθεν καὶ τῆς κοινότητός εἰσιν) ときには、このストラティオーテースを保有してはならず、 るといつわってストラティオーテースを収容した遺任者として (o' ecaouaceúaas) ストラティオーテース一人一年に(si) ら使用のため供与されたものであることを保有者が証明しても、この保有者は処罰をまぬかれることはできない。」 し保有していることが明かとなったときには、たといストラティオーテースがストラテーゴスないし他のアルコンか 配置されている者から採用された(οὕτοι ἐκ τῶν ἀποτεταγμένον εἰς ὑπηρεσίαν τῶν στρατηγῶν ἢ τῶν ἀλλων テースを受取った者で、このストラティオーテースがストラテーゴスないし他のアルコンに個人的に牽仕するために つき六ノミスマタを国家に支払わなければならない。ただしストラテーゴスないし他のアルコンからストラティオー し、かれらを陣営義務からひきはなした者(τῶν φοσσάτων τούτους ἀποστερήσαντες)は、例外的特権をうけてい しかし能力あるストラティオーテースを(στρατιώτας έκανούς)敢て私用のために(εἰς ἰδίας ὑπηρεσίας)収容 も

(39) 一リトゥラは七二ノミスマタに相当する。 政策にかんする記事を基礎に、軍事保有地の通常の年収入を一八、五ノミスマタと推定する(G. Ostrogorskij Pour l'his-なおオストロゴルスキーは、Theophanes, 486. の、ニケフォロス一世の財政

toire de la féodalité byzantine. p. 12 n. 3

批判するオストロゴルスキーは、εξωτικός=extraneus すなわち、近親者以外のものと訳し、また παγανός=rustious ιο εξωτικός παγανός κοιταί, ストラティオーテースがその所有地を《非軍人》に伝えることは全くおどろくべきことだとしている(G. Ostrogorskij, 解釈が分れる。デルガーは外国人相続人と解する (R. K. O. R. ¤° 673)。これを

Pour l'histoire de la ゴルスキーを批判して、παγανός=civil とする (ibid. p. 12 n. 4)。しかしながらルメル Lemerle, Esquisse. CCXI (1958) féodalité. p. 12-13; p. 12 n. 4)。この書物を仏訳したグレゴワールは同箇処への註で、オストロ

χás を意味する、 このDが区別を設けているのは、στρατιώτης 対 στρατευόμενος である (前述) という考えから出発し、ストラティオーテー 44 n. 2 は、 この語が δυνατός の意味をもつ ἀξιωματικός と対置されており、したがってここでは実質的には πένης, πτω-したがってグレゴワールのようにここで対立させられているのは軍人対非軍人ではない、と解釈する。また

契約の成立についてのべている Peira (XIX, 3: Zcpos IV p. 81) を引用する。そしてこの場合、「ストラテイアの義務の メルは、 《非軍人》に遺産をのこすことについてオストロゴルスキーのようにおどろくには当らない、とする。もちろんそのさいル παγανός=civil のばあいもしばしばあることをも並記する。(すなわち、παγανός と στρατιώτης との間の societas

(Steuergenossenschaft) の間に分割されなければならない」と解する (R. K. O. R. n°. 673)

ストラティオーテースをルメルのように解さないデルガーは、「利益に応じて負担が、(上記の相続の結果生ずる)

租税団

societas の有に帰する」(καὶ τὰ ἀπὸ τῆς στρατείας κοινοποιοῦνται)旨の附記に注目すべきことを指摘する。)

41

ある土地が

42 デルガーは、 この規定がB.にもとづくことを指摘する(R. K. O. R. n。595)

43 τάσχεστυ ἀφορίσας διὰ ἀνενόχλητου) や、この末尾における「土地の特別の一部」(τι καὶ ἰδοισύστατου)となんらかの関係 D.のβ.における「自分の所有地をなんらわずらわされることなく独自に境界づけた細民」(πτωχός…ἐδία τὴν ἐαυτοῦ κα

○世紀のビザンツ村落の社会構造

があろうか。

- ては、 をもつことがゆるされる(すなわちそのばあい、劣等部分のみが、規定額をみたすまで返還される)。」 を τὰ ἀχρηστότιρα と変えてよめ) を四リトゥラの額まで申告すればよく、残部は自由処分にゆだねられる。一人の購入者が トラティオーテースが前記特権に基いて最初の購入者にたいし返還要求をおこなうときには、 ることになったこと、を指摘する(Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 45 n. 2.)。なおデルガーは法令のこの部分につい (一人のストラティオーテースから)最初に良質部分の土地を購入し、他の購入者が後に悪質部分の土地を購入し、そしてス い土地であり、 ルメルは、 別の(おそらく誤った)解釈をとる、「一般になんら登録がおこなわれていないときには、 良質部分から構成されていたがゆえに、ストラティオーテースは村落共同体の構成員中でも上層部に所属す (πρόνομιον)とは軍事保有地の有するなかんずく優先的な特権であること、軍事保有地が相当に価値の 最初の購入者は先行購入の権利 劣等部分 (τὰ εὐχρηστότερα
- 軍事保有地も、 有が合法化されたこと、 人である)を故意の(mala fide)保有者とみなしていた」こと、そしてただ四十年間の保有事実によってのみこのような保 ルメルが指摘するように、この箇処では、「慣習法が軍事保有地の保有者(この者は明かにストラティオーテース 国家財産などの特権的土地所有にのみ与えられたのであり、このような特権的土地所有としてストラティオーテー この特別の四十年時効期間にあずかったとする(Lemerle, Esquisse, CCXX(1958)p. 46 n. 1)。 が示される。なおルメルは、この四十年という期間は時効期間としては異常に長いものであり、 とは
- 従軍者とは区別された軍事保有地保有者をいみするという基本的な見解に立って、たとえばデルガーのように、 テート」、ウァシリエフスキーは「休暇」、デルガーは「年金」と解した。ところでルメル自身はストラティオー テ åδωρείαの解釈については、 スが 「年金」をうけるようになったのは、「兵士」が不運にも「戦争で傷ついた者」になった結果である 古来からいくつもの提案がなされている。ルメルの要約によれば、ヅアカリアエは「イムニ (R. K. テースとは、

έαυτόυ) について、およびそのストラテイア義務の再開について、とり上げているかも明かになること。Peira (XXXVI, 2; 軍者 combattants としてではなく、落魄した軍事保有地保有者 détenteurs de biens militaires として問題とされている tur》となっていること。以上の諸点からルメルは、E.および De caerim. のいずれにおいても、ストラティオーテースが従 nore reportato usurpari caepta est》とのべていること。ガッフュョーは adorca と adoria の二つの形態を指摘するとと 語を δϋρου から派生すると考える解釈を生んでしまったこと。しかし実際にはこの語は他の多くのビザンツ軍事用語とおな δὲ πτωχεύσωσι (…) τότι ἀδορεύονται の句があること。綴字としてはこの方が正しく、E中の ἀδωρεία という綴字は、 らい De caerim. 魄し、つづいて例外措置をうける」«δτε πτωχεύσευσι·τότε ἀδορεύονται» と記しているのも、同じ意味であり、 き国家によるストラティオーテースの所有地売却の可能性をとり上げるかも了解できるものになること。 ことを帰結する。そして、Lの「運命の織りなく綾で経済的に不如意となり」ôtá τινα τύχης ἐπήρειαν ἐπιδεεῖς ὀφθέντες と が与えた註釈では(Bonn II, p. 820--821) ἀδορεύονται の語は、落魄兵士が「さしとめられる、免ぜられる、きりはなされ もに、「兵士に与えられた穀物での報償」、したがって「軍事的光栄」という解釈を与えていること。De caerim. にライスケ いう句が想起させるのもまさにストラティオーテースのこのような状態であること。このように解してこそ、Eがなぜひき続 いし獲得された名誉の意味で用いられていると考えられる」《adorea pro praemio atque adeo pro laude, gloria aut ho-673)という風には解釈しない。すなわち、De caerim. Bonn I, p. 696 は落魄したストラティオーテースについて、 $\delta \tau c$ 例外措置を講ぜられる、無とみなされる」《suspenduntur, cassantur, eximuntur, excusantur, pro minumis haben-ラテン語 adorca から派生するものであり、フォルチェリは「初穂」《primum far》、「農耕地から生ずるもの、 agris provent》、従って、「adorea は他にさきがけて人が獲得するもの、したがってつづいては称讃、光栄、な が、この落魄ストラティオーテースの経済的立ち直り (ἐὰν συμβῆ τινα ἐκ τῶν ἀδορευθέντων ἀνακτήσασθαι De caerim. この

橋大学研究年報 経済学研究

うけるにいたった土地であると考えられること。以上の諸点におよぶのである。 が故に、τὰ εξ ἀδοριῶν とは、所有者が落魄してもはやストラテイアが遂行不能になり、κλάσματα と同じようなあつかいを そえているが、τὰ κλάσματα とは手が入らず不生産地となって共同体からきりはなされて国家に帰属した土地のことである

Zepos IV, p. 143) は国庫所属地(δημόσια)をとり上げた後に、 όμοίως καὶ τὰ κλάσματα καὶ τὰ ἐξ ἀδοριῶν

ら保有地はいくつかの財政的義務を賦課されていたこと、がそれである。 軍事保有地売却の禁止は、二重の意味で興味ある現象だという。すなわち、∰軍事保有地の保有者は私有権の完全な持ち主で 地の国庫による売却がおこなわれたという事実は、国庫がこの種の土地にたいして権限を有していたこと、換言すれば、これ あり(κύριος δεσπότης)、ただし売却の権限がないというただ一つの点で制限をうけていること。口匠発布以前には軍事保有 この句は、軍事保有地が一種の国家的土地所有形態であることを示しているとみてよかろう。ルメルによれば国庫による

- συνήθεια---法令の要約本文に*をもって記す---)、を指摘する。 E.には、過去には慣習法しか存在せず、E.にいたってはじめて成文法化がおこなわれたことをしめす簡処が、五つもあること (ή συνήθεια ἀγράφως πρώτην ἐκύρωσε; ἐκ συνηθείας; πάλαι ἡ συνήθεια; πάλαι ἄγραφος συνήθεια; πάλαι ὲπικρατεῖ でもなければ、九二二年に発布されたのでもないこと、要するにCiはEiより以前に発布された立法だとはいえないこと、事実 までは成文法がなかったという句に基づき、BYの軍事保有地にかんする規定が、ロマノス一世レカペノスの発布になるもの ルメルは、「古来から今日にいたるまでは慣習法が支配してきている」(πάλαι ἐπικρατεῖ συνήθεια) つまりE が発布される
- (4) すでにみえたように、軍事保有地の軍事保有地台帳への登録(α τὰ ἀκίνητα ἀπογράφονται ἐν τοῖς στρατιωτικοῖς κώ
- διξιν) がおこなわれたのみならず、ストラティオーテース自身もまた登録されたわけである。cf. Lemerle, Esquisse. CCXX

(1958) p. 47 n.3

(5) σύνδοται と συντελεστα! との差異や、σύναιχμοιの意味は不明である (cf. Lemerle, Esquisse CCXIX (1958) p. 47 ーデルガーは σύνδοται を die "Mitgestellter" と解し、σύναιχμοι を Kameraden des gleichen Truppenteils

(51) ルメル (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 47 n. 5) によれば συντελεστα: は広狭の二義をもつ。ストラティ テースおよび文民の双方にたいし広義に用いられた場合には、同一 tédos に従属する共同体、すなわち同一の財政単位(le

machica. Paris 1943. p 22 (レオン六世の Naumachica によれば、兵士は必需品をもたなければならないが、それは「自 Arriani Tactica et Mauricii artis militaris libri duodecim. ed. J. Scheffer, Uppsala 1664, p. 37; A. Dain, Nau même ressort fiscal) への所属性を示す。しかし狭義に、軍事的に、用いられている場合には、一そう広範な意味をもつ、

て」πρός τε τοὺς συντελεστὰς καὶ πρὸς τοὺς πολεμίους 正しく振舞わなければならない)。 ővres τοὺς συντελεστὰς καὶ ὑπηκόους ἡμῶν τυραννῶσε καὶ ἀδεκῶσε); ibid., p. 26 (従軍者は「一般国民および敵にたいし

分の農村に居住している兵士が、皇帝の臣民に暴逆と不正をはたらくことがないようにする ためで ある」 セ゚ τἦ έδία χώρα

ðeēis ストラティオーテースに相当するとともに、E.のこの箇処では、このような「貧しい」ストラティオーテースがふたたび ストラテイアを果せるだけの経済的能力 ℰκανότγς を取得する場合がふれられていることを指摘する (Lemerle, Esquisse またルメルは、Εβの「貧しい」ἀπορώπεροι ストラティオーテースが、αの、運命の織りなす綾で「能力を失った」ἐπι

(52) ルメルはこの句に、(註4)でふれた自説の裏書きをみる。すなわち、軍事保有地が軍事的性格の主要義務とならんで、

CCXX (1958) p. 47 n. 6

いくつかの財政的義務をも負っていたことの左証とする (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 47 n. 7 九二七—八年の厳冬から生じた飢饉を指すとおもわれる (cf. Lemerle, Esquisse, CCXX (1958) p. 48 n. 1. なおルメ

一九九

一〇世紀のビザンツ村落の社会構造

راد

- ティオーテースのそれ、 ているのは九二七―九二八年の大飢饉であり、その結果として中小土地所有、すなわち、CDでは文民のそれ、Eではストラ に相当するのが、 に先立つ期間において蒙ってきた危機の深さをおもわせること、そしてLiおよびそこで軍隊指揮官にたいして発せられた批難 は コンスタンティノス七世がこのくだりで用いている言葉がきわめてはげしいものであり、軍事保有地制度が、 CDがよびそこで有力者にたいして発せられた批難であり、これら二つの場合においていずれる禍根となっ が危機にさらされたこと、を指摘する、cf. Lemerle, Esquisse. CCXX (1958). p. 49 Ħ. E.の発布
- いことはみとめつつも、「軍隊指揮官がストラティオーテースからその軍事保有地を返還してもらって、その代りに スト ラテ て軍事奉仕義務からの免除を保証する」と訳している(R. K. O. R. n。673)。ルメルはこのような解釈が決して不可能でな オーテースに義務の免除をゆるす」という解釈をとっている(Lemorle, Esquisse. CCXC(1958)p. 48 p. 1)。 デルガーはこの箇処を、「軍事指揮官は兵士を山から山へと『引き具し』(führen)、 かれらから贈物をうけてその代償とし
- 問題をのこすことをも同時にみとめる (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 48 n. 3.)。この最後の点については、 proprement militaires を負っていたことをあきらかにしめすところの、続く句 τῶν φοσσάτων τούτους ἀποστερήσαντες κ 者」を意味するととる(註4をみよ)。ただしそのような解釈をとると、軍事保有地保有者が本来の軍事率仕義務 obligations ら出発し、「規定価値 ποσότης だけの軍事保有地を有し、義務を果しながら通常の経営を保証するところの軍事保有地の保有 デルガーはこれを「率仕能力をもった者」dienstfahige の意味に解し(R. K. O. R. 673)、ルメルはその基本的見解か
- ルメルにしたがって、この δέξκουσσεόσας を「例外措置を下した者」としてではなく、「例外措置の特権を理由に 保有する者」と解した (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 49 n. 1)。

みよ。

ストラテーゴスその他のアルコンのために配置されたストラティオーテースについて、ルメルは、 当番兵の部類か、 ある

ストラティオーテースか、 ストラテーゴス其他のアルコンを、実物ないし貨幣の提供によって養うことを主要義務とする軍事保有地保有者 と類推する (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 49 n. 2.)。

同体」所属のストラティオーテースかもしれないとしている(Lemorle, Esquisse. CCXX(1958)p. 49 p. 2) デルガーはこの句を「戦列隊の兵士」Soldaten der Linientruppen と解す (R. K. O. R. n. 673)。 ルメルは「村落共

義務を遂行すべき土地の最低価値として、 ンの艦隊乗組員のためには四リトゥラを、共他の艦隊乗組員のためには二リトゥラを定めたところの最初の立法であ Bが果してEに先行したかどうかは別として、ともかくもEが軍事保有地を成文法化するとともに、 ルメル、カラヤノプロスがひとしく認めるところである(前述)。 騎兵、および海軍テマ地区であるエーゲ海、 サモス島、 キュビライオトー ストラテイア

提供するというすぐれて財政的な義務)をいくえにも確認づけるのが圧だという。すなわち、(88) って στρατεία 義務の内容としての、本来の軍事奉仕義務ではなく、従軍者に武装をほどこし、武具をつけた騎馬を ところでルメルによれば、 $\bf B$ における軍事保有地保有者 $\sigma \tau
ho lpha \tau \iota \dot{\omega} au \eta_S$ と従軍者 $\sigma \tau
ho lpha \tau \iota \dot{\omega} \dot{\omega} \mu \epsilon \nu \sigma_0$ との区別(したが

問題となっていない。 一、軍事保有地の移譲にかんする規定。ここでは相続者が武器をもってするところの、本来の軍事奉仕能力はなんら

軍事保有地のストラティオ ーテースの尊属による相続。 武器をもつ息子を父が相続するとは考えられない。

芎 複数相続人の存在。 複数の人間が均等で、ないし不均等に、唯一人の従軍兵士の役割を果すようなことは想像で

. 1

○世紀のピザンツ村落の社会構造

四、ストラテイア義務の部分的遂行

しかしルメルは同時に、στρατευόμενος=soldat; στρατεώτης=paysan, というこの自説には問題があること、

かしその問題もけっして解決不能ではないこと、を説く。すなわち、

αにおいてストラティオーテースに算入されている καθοσιωμένοι ταῖς lepaïs λ eyέωσι について。この語

のばあい、必ずしも武器をもってする本来の軍事奉仕義務を意味しない。

はごく一般的に「神聖軍団に奉仕すべく定められた者」(consacrés au service de…)ともとれる。そしてこの後者

「神聖軍団の兵籍にみずからが編入されている者」(enrôlés personnellement dans…) とも解釈できるし、あるい

二、βは、不当に移譲された軍事保有地にたいし先買権を与えられた者のなかに、それを保有していたストラティオ ーテースの συνὖύται および σύναιχμοι をあげている。しかしながら De caerim. II, 49 (Bonn I, p. 694 sq.) で

納入者》contribuants である。また σύναιχμοι はそのままうけとって戦友仲間とも解せるけれども、たんなる言い は、συνδύται とは、貧乏となったストラティオーテースに附されてそのストラテイア義務を完遂させてやる 《租税

まわしにすぎないかもしれない。

ふれられている。これも文字どおり陣営での実際の勤務ともとれるし、義務一般をあらわしているのかもしれない。 三、たには私用に供されて、「陣営義務からひきはなされた者」てww gooodでww rovrows anoorepyoavtes について

以上がルメル説の要旨である。

E.はすでにふれたように、ストラテーゴスをはじめとする軍事指導者層の軍事保有地の収奪を示すほか、 ストラテ

ィオーテースがその所層の社会階層から脱落し、隷属農民($\pi d
ho o \kappa r o s$)や日傭い労働者(heta f g)の仲間入りしたこと 合には、有力者に課されるのと同一の処罰(無償返還)が規定されている点、興味ぶかい。そのほかピは、 ィオーテースのなかにも貧困者(ἄπορος)と富裕者(εὖπορος)とがあり、後者が前者から軍事保有地を購入した場

くわしくは、レオン六世の Tactica IV を基にした Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 60. をみよ。

くわしくは Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 55 sq. をみよ。

にもふれている。

F.

すなわち、貧乏ストラティオーテースも、文民(πoλιτικoí)も、その売却した土地を無償で返還される権利を、皇 、々の新法が発布され、その時その時でしばしば異った措置が指令された。

帝〔コンスタンティノス七世ポルフュロゲンネトゥス〕の時まで有していなかった。そして、四リトゥラ以上の富裕(ロロ) な不動産(εὐπορίαν δι' ἀκινήτων)を所有するストラティオーテースおよびすべての文民は、いくつもの新法によっ(εl)

者(ολ ἀπορώτεροι τῶν στρατιωτῶν)のみは、国家から無償返還の優遇措置をうけていた。

て、そのうけた価格を三ケ年間で返済するように命ぜられていた。ただしストラティオーテースのうち貧乏に属する

しかしコンスタンティノス七世の法令〔D〕が発布され、飢饉の年——これいご諸新法が開始したのであるが

いごその有効性を主張した。この法令を公布したのはテオフィロスであるが、その内容はつぎのようなものであった。

○世紀のビザンツ村落の社会構造

101

すなわち、 もし文民であって五○ノミスマタ以上の財産をもたないものは、 軍団のアルコンたち (ol ἄρχοντες τοῦ στρατιωτικοῦ καταλόγου) から異議が出たので、 受取った代価を返済する必要が かれら

橋大学研究年報

経済学研究

災害であり不当である、とコンスタンティノス七世は考えたからである。そして同帝は事情をよく 知って、「細民」 もまた代価の返済をおこなうという点でのみ改変がおこなわれた。なぜならば、購入者はいかなる違反をも犯さず、(w) 反対に善意で価格を支払ったにもかかわらず、その購入した土地にくわえて支払った価格まで喪失してしまうことは

にたいしただ定まった期限のみを確認した。すなわち、「細民」はその売却した土地を(τὰ τόπια)それが村落共同体

ただちに再取得するが、代価は三ケ年ではなく

かれらを労働にむかわせ、 五ヶ年で返済すること、を定めたのである。そして動かすことのできない五ヶ年間という期限を限ることによって、 かれらが不注意と怠慢とのために、 快楽生活のさなかで全く空にしてしまったものを、五

に属する限りにおいて (ἐὰν τὰς κοινότητα δηλονότι χωρίου ὧσι)、

ケ年間の汗と労働で返済するようにとりきめたのである。

法令に先立ってすでに当時の当局者によってその旨が指令されていたからであり、 けていれば、 先行するその指令の再吟味を命じなかったからである。反対に皇帝のこの法令は、 皇帝の法令以前に(πρὸ τοῦ βασιλικοῦ ὁρισμοῦ)自己の所有地を無償で返還された者で、もし裁判官の判決をう その者はさまたげられも、訴えられもせずにその土地を保有しなければならない。 ついで発布された問題の法令も、 なぜならば、

皇帝の臣下〔マギスト

ス職のテ

い かなる方法によれ追奪権を与えられた「細民」が無償でその所有地をもとどおり手に入れ、 ロス) その時までにすでに実施ずみの措置が不変の旨を命じたのである。 判決書面を携えてく

かれらにたいし異議申し立てがおこなわれるべきではない。

のうち若干額を返済したにすぎない場合には、ないし、期限の延長を許可されて返済するよういいわたされた場合に もし自らの所有地をもとどおり手にした者で、期間のうちに価格を返済すべき判決を受け、 裁判官はかれらから保証状の提出を求むべく、かれらはそれを購入者の前に提示しなければならない。そして裁 期限が到来しても代価

しかしながら、 代価の一部なりとも返済の能力がないときには、裁判官はつぎの二方法のいずれかを選択する。 もしかれらがなんら返済をおこなわなければ、そして概しては、 購入者のために保証状を作成して

判官の承認をうけた期限のうちに残額を、ないし全額を返済しなければならない。

απὸ τῆς όμάδος τοῦ χωρίου αποτεμεῖν)° 裁判官は、 もし「細民」にとってそれがより有利だと判断すれば、問題の土地を村落共同体から切り離す (τόπον

πρὸς τοὺς χωρίτας, τοὺς δὲ χωρίτας πρὸς τοὺς ἀγοραστάς)手をさしのべて合意をするようにとりはからわなけ すべき支払い額を、 二、あるいは「細民」は、購入者に代価の返済をおこなうかわりに、 ケ年以上にわたってはならない。裁判官はそのさい、購入者と村落民の双方側がそれぞれ(τοὺς μὲν ἀγοραστὰς 必要額まで購入者におさめるのである。その期間は三ケ年でもよく、それ以上でもよいが、 土地の利用から生ずるところの、購入者に帰属

は 土地の利用($\dot{\eta}$ τ $\ddot{\omega}$ τ $\dot{o}\pi$ ω χ $\rho \ddot{\eta}$ σ ι ς) は共同体($\dot{\eta}$ ι σ ι ν \dot{o} τ γ ς) に属する。しかしながら、「細民」はその土地の所(ἡ δεσποτεία τούτων)をけっして失わない。そしてこのことは書面をもって保証されるべく、 悪意によって隠

一〇世紀のビザンツ村落の社会構造

ればならない。

その結果、

土地の利用から生ずる支払い額が返済代価のかわりに購入者に帰属すべき規定の期間

の間

厳されることはできない。(65)

しているときには、購入者は自らがかつて購入した財産を五ケ年間利用することをゆるされる。 購入者に指定されるわけであるが、「細民」がただちに、ないしは間もなく、五〇ノミスマタを返済できる 余力 を有 されるべきである。たとえば、「細民」が土地を売却して一○○ノミスマタを入手した場合には一○ヶ年間の利用 力ある程度に応じて、規定の期限は短縮されるべく、したがって移譲をうけた購入者にはそれに応じて土地利用が許 三、「細民」は、もしできうれば、つぎのようにしてもかまわない。すなわち、かれらはできうる限度まで代価を返済 土地の一部を購入者にゆだねて、かれに数年間利用をゆるすのである。「細民」が代価の一部を支払ってなお余

皇帝の最初の立法(九二七年)から皇帝〔コンスタンティノス七世〕の主帝就任〔九四五年〕までの一八年間におこった事(66)

件については、

上記のとおり処理される。

んを問わないからである。」 を混乱におとしいれ、ストラティオーテースないし「細民」から購入をおこなうような挙に出たものは、理由のいか 皇帝のこのような指令いご、貧慾にも村落共同体(tùs two χωρίων ὁμάδας καὶ κοινότητας)にはいりこんでそれ

それいごは、すべてのストラティオーテースおよび文民は無償でその所有地をもとどおり手に入れる。

なぜならば、

- 60 B、个の言及がないことが、この新法Bの信憑性について疑問を生む所以である。
- (61) E. a. をみよ。
- (62) C. ε. をみよ。

- 63 Εβの末尾をみよ。
- 64 この措置を指令したコンスタンティノス七世の新法は伝わっていない (cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 274.)。
- 共同体の構成員があらわれ、 に直面して事を処理する。これに反して二、の場合には、代価の返済が不能となった売却者のかわりに、その仲間である村落 が自らの使用にゆだねられた問題の土地を耕作し、そこからあがる収穫物を売却者にかわって購入者への代価返済にあてるわ ルメルの指摘するように、一、の場合には村落および村落民はこの件の完全ならち外におかれ、売却者!購入者が個人的 かれらが購入者と交渉関係にはいる。そして売却者はけっして所有権を失わないままに、

せゃるの (Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p 274—275)。

- 66 に土地を取得したといって訴えられた。そのさい同修道院は、「ロマノス一世レカベノスの最初の立法い ぜんの」権利証書を すなわち、ある修道院は、納入租税にみあう以上の土地を所有しているといって、つまり有力者にたいする禁令を犯して新た きつけられていたか、その結果、その年から起算して過去の時点をしめすという慣習がいかに一般化していたか、を示す一例 άφ'οδπερ καὶ αξ νομοθεσίαι ἤρξαντο) をみよ。厳寒の飢饉の年がそれからはるか後代においても、いかに人々の印象にや として、ルメルは Peira, IX, 10 (Zepos IV, p. 39—40) をあげる (Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p 274 n. 2.)。 いて記したところをみよ。さらにはこのFにおける表現「立法が開始した飢饉の年いご」(ἀπὸ τοῦ χρόνου δηλαδὴ τοῦ λιμοῦ. 実際には九三四年九月に発布されたにもかかわらず、C.をこのようにうけとっていた当時の社会通念については、C.につ
- F. は厳格な意味の新法ではなく、 ス・デカポリテースが発した回答である。 テマの裁判官からの質問にたいし、 ロマノス二世の指示でマギストロ ス職

提出して、自己弁護をこころみたのである。

١,

このF.で興味ある諸点はつぎのようであろう。

pot)とに区別がおこなわれ、文民については五○ノミスマタが、ストラティオーテースにつ いて は四リトゥラが、 その境界線となっている。 くする者として出現する。しかもこの社会階層の内部は、土地所有額によって、貧困者(ǎπopoc)と富裕者(eǚno-(χωρῖται)とよばれ、文民(πολιτικοί)「細民」(πένητες)などとも称される)一般農民とは、社会的所属性をおなじ E. rの共同体(n koινύτης) を別とすれば (註58参照)、それいごストラティオーテースと、(ひろくは村落民

二、かれらを構成員とする村落共同体(ή κοινότης χωρίου)が構成員にかわってその土地を管理する責任の主体と なる場合がある。

εis κοινότητα δηλονότι χωρίου word ただちに再取得する、という言葉である。 れを裏書きするのが、F・冒頭の、「細民」はその売却した土地を、「それが村落共同体に属する限りにおいて」(ἐὰν ているだけではなく、財政的単位としての村落(χωρίον)およびその一体性をそれとして保持しようとしている。そ 三、またルメルの指摘するように、国家はたんに「細民」ないし「小土地所有者」をただそれとして保護しようとし

G.

与、交換(ἢ ἀνταλλαγῆς ἢ ἀντιλήψεως)、などの方法で善意をもってそれを得たのならば、そしてその所有期間が α軍事保有地をなにほどかでも(μερίδας τινὰς ἀπὸ στρατιωτικῶν τόπων)保有している者は、もし購入、贈

力、によってではなく、善意によって軍事保有地を入手したからである。ただし土地の返還は無償である。 ースに返される。現保有者には (τψ κατασχόντι)いかなる処罰も課されない。なぜならば現保有者は、

時効期間にいまだ満たないならば、土地がとり上げられるだけで充分であり、

土地は、返還を訴えるストラティオ

ľ

反対に掠奪により軍事保有地を所有しているさいには、現に所有している軍事保有地の面積に応じて、掠奪者にた

いし処罰が課される。

あれば、この購入者は処罰に服する必要がない。 ストラティオーテース同志のあいだでの土地売買のさい、購入者が善意によりそれを有していることがあきらかで

ただし売却者の側のストラティオーテースがストラテイア義務のために充分なだけ(τὸ ἰκανὸν τῆς (8) στρατείας)

に返還され、 の軍事保有地を所有しており、購入者側のストラティオーテースが貧困者である(ἀπορεῖ)ときには、土地は売却者 代価は購入者に返済される。

反対に売却者が貧困者であり、購入者が富裕(εὔπορος)であるときには、 売却者は無償で土地をふたたび手に入

れる。

売却者、 購入者、の双方側とも貧困者であるときには、代価は購入者に返済される。ただしそのさいには三ケ年の

作成を通じて(διὰ λιβέλλων)購入した者は、時効が成立しなければ、無償でそれを返還しなければならない。ただ β.査定財政役人であるエポプテース(ἐπύπτης)あるいは皇帝のストラティオーテースから軍事保有地を、移譲 返済猶予期間が与えられる。 文書

一〇世紀のピザンツ村落の社会構造

し善意で権利を取得したが故に、処罰は蒙らない。

 δ .ストラティオーテースが、その軍事保有地(ὁ στρατιωτικὸς κλῆρος)をすべて父、兄弟、ないし租税共同納入者(⑴ χύντα)が処罰される。ただしこれらの者が善意の所有者であると考えられるときには、処罰をうけない。 たりとも(μηθεμίαν εκ του στρατιωτικου κλήρου)保有していないと判明されるからである。(智) 容した者はなんら処罰をうけない。なぜならば、ストラティオーテースのストラテイア義務は他の者によって果され の義務を全くやめて(αὐτοὶ δὲ τέλεον τῆς στραιωτικῆς μοίρας)他人への奉仕関係に入ったときには、かれらを収(スシ る(ἦ στρατεία αὐτῶν παρὰ τῶν ἄλλων ἐκδουλεύεται)からであり、またかれらを収容した者は軍事保有地を一部 地を返還すれば処罰を蒙らない。反対に売却者、贈与者、交換者(ἢ ἀνταλλάξοντα ἢ καὶ τῆς ἀντιλήψεως ἐπιτυ-かつ時効がいまだ発生していないばあいにおいて、もしその取得者が善意の所有者であると考えられるときには、土 ア購入、贈与、交換(ἢ ἀνταλλαγῆς ἢ¸ ἀντιλήψεως)の方法で取得された土地の一部ないし全部が軍事保有地であり、 (συνδόται)に委ねてかれらに義務を果してもらう(ἐκδουλεύεσθαι)ようにし、自らはストラティオーテースとして

亡の謀本人となったところの者こそが処罰に服さなければならない。(注) βápos)をなんら果すことができない者を、もし第三者が収容しても、収容者も収容されたストラティオーテースも 処罰をうけない(τὴν στρατιωτικὴν ὑφίστασθαι ζημίαν)。むしろストラティオーテースをおいだし、その貧困と逃 ストラティオーテースでもって極端な貧困におちいり、ストラティオーテースとしての義務(マò στρατιωτικѝν

富裕であり能力あるストラティオーテース(τὸν εὔπορον καὶ σωζόμενον στρατιώτην)を収容し、事情を知りな

παρὰ δρουγγαρίου ἢ κόμητος ἢ προαγέτου) などの役人、ないし租税共同納入者(συνδότης αὐτοῦ)から訴えられ、 がらかくまった者が、トゥルマルコス、ドゥルンガリオス、コメース、プロアゲテース (παρὰ τοῦ τουρμάρχου εξτε るストラティオーテースが(ol σωζύμενοι στσατιῶται)戦列での義務(ή τῶν ταξειδίων δουλεία)を果すことが(β) できなかったときには、帝国軍隊に大損失が生ずるであろうことは、明かであるからである。」 故意にかくまったのでないことを立証できなかったときには、収容者は処罰に服すべきである。なぜならば、能力あ

納入を推定する (R. K. O. R. n° 690)。 デルガーはこの処罰の内容として、ΒβおよびC:末尾でとり上げられているところの、返還地と同価格の罰金の国庫への

67

68

E.およびF.を参照せよ。

69 K. O. R. n° 690. ねみぢ Du Cange, Glossarium ad Scriptores mediae et infimae Graecitatis. s.

.⁴

- 70 R. K. O. R. n。690. では「皇帝役人」(kais. Funktionar) となっている。
- ルメルはここに、ストラティオーテースが従軍者ではなく、軍事保有地の保有者をいみするという自説の 憂瞽 きをみる

72 71

Eィをみよ

C.βおよび註(50)をみよ。

- (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 51.)°
- (74) このあいまいな語は、ヴァカリアエによって τῶν στρατιωτῶν と修正されたが、ルメルを満足させず、ルメル自身も解 釈を保留している (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 51 n. 4.)。
- 73 25 ルメルはここでも、 ストラティオーテースが破産し、租税納入者としての義務を果せなくなった事実のなかに、 従軍者と

○世紀のビザンツ村落の社会構造

`してではなく、軍事保有地の保有者としてのストラティオーテー スの 本質 をみる(Lemerle, Esquisse. CCXX(1958)p

- (76) E. アおよび註(55)をみよ。
- (77) C.βおよび註(50) をみよ。
- E. アおよび註 (55) をみよ。
- 地保有者と従軍者との一致――つまりかれの自説の例外――の場合がよみとれるとする(Lemerle,Esquisse,CCXX ルメルはこの箇処が丘7末尾の該当箇処と密接な関連をもつことを指摘するとともに、この両箇処のいずれからも軍事保

(1958) p. 51—52. cf. p. 48 n. 3; p. 50.)。この点にかんしては、E.について上にのべたところをみよ。

- ㅁ ・ノス二世がテマ・トラケシオンにあてて発布したこの新法で注意すべき点はつぎのように要約できるであろう。
- 義務を遂行するのに充分なだけの土地(τὸ ἰκανὸν τῆς στρατείας)、換言すれば、四ないし二リトゥラの価値の土地 ストラティオーテースという社会階層の内部の多様性。すなわちすでにFにもあらわれたように、ストラテイア
- ρος)ストラティオーテースが、他方には下廻る土地を所有する貧乏(ἄπορος) ストラティオーテースが存在するこ を所有するストラティオーテースを中心とし、その両極の一方には、その価値を上廻る土地を所有 する 富裕(c焋πo-

ځ

を示すこと。

また逃亡し私人の庇護下に入ったストラティオーテース、 二、6.7(隷属農民化したストラティオーテース、私人の庇護下に入ったストラティオーテース)とならんで、6.も および第三者への奉仕関係に入ったストラティオーテース、

н.

他の勇敢なストラティオーテースに(στρατιώταις ἀνδρισαμένοις ως ἀριστεῖον)与えられなければならない。 その他の第三者によって国家にたいする義務のために(ôtà κοινωρελεῖς ôouλείας)保有されているのを発見したばあ ús àpιστεύσασιν)委ねられているのを発見したばあい、あるいはテマおよびタグマのアルコン、勇将ストラテーゴス、 め(πρὸς φύλαξω)に第三者に委ねられているか、ないし他のすぐれたストラティオーテースに(τισὶ στρατιώταις (8) σαντες)三ヶ年を他処ですごし、その後帰還して(ὑποστρέψαντες)、自分の土地が(τοὺς ξαυτῶν τόπους)保全のた テマ・アルメニアコンの全秩序はくずれ去ってしまうであろう。そこで上記のごとく、アルメニアコンのストラティ が勝手に他処におもむいて逗留しふたたび帰還してさまたげられることなく土地を保有するのをゆるしておくならば、 できない。もしアルメニアコンのストラティオーテースの浮浪性をこのような法令で匡正しなければ、そしてかれら い、三ヶ年後に帰還したこれらアルメニアコンのストラティオーテースはそれを請求し、ふたたび手にもどすことは オーテースでもって逃亡し、三年間すぎても帰還しないばあい、かれらの土地は第三者に保全のためゆだねられるか、 ただしアルメニアコンのストラティオーテースの土地が、皇帝の修道院ラカペーに贈与されているか、その他 テマ・アルメニアコンのストラティオーテース (τινες τῶν ἀρμενίων στρατιωτῶν)が逃亡して (ἀναχωρή-の管

vwpekeis) ただ慾望のために有力者に贈与されているときには、かれらの相続者はただ三ヶ年内の みならず、三〇 理に(οίαισδήποτε κουρατωρcίαις) 指定されているときには、ないし対国家義務のためではなく (οὐ διά τινας κοι-

○世紀のビザンツ村落の社会構造

大学研究年報

経済学研究

ければならない。反対に、美観のためにすぎず、いまのべたような有用性のためでないならば、設置者はこれら施設 業が施行されていたならば、もしそれが有用であれば、すなわち葡萄園設置(ἀμπελώνων καταφυτεύσεις)、 ィオーテースの簡粗さに適したものであれば、土地をもとどおり手に入れた者は、それら改良事業の対価を返済しな れを手放した者はすすみ出て、自らの与えた土地の返還を請求しなければならない。もしそのさいその土地に改良事 を得た者がたとい査定財政役人エポプテースの作成文書や黄金印璽附皇帝文書をもち出しても、 ヶ年内に帰還すれば、 (μυλοστασίαι)、納屋(àχυρῶνες)、家屋(οἰκήματα)などの、贅沢でもなければかざりでもなく、反対にストラテ もし交換がつぎつぎとおこなわれた場合には、ストラティオーテースはもとの所有地をふたたび取得する一方、そ 被相続者ストラティオーテースの所有地をふたたび手に入れる。そのさい、慾望のために土地 なんら顧慮されない。 粉碾場

他の土地の保有が配慮されるべきである (πλήν τῶν ὑποστρεφόντων αὐτῶν καὶ οὕτω χρή πρόνοιαν γίνεσθαι διὰ どころか一ヶ年前に帰還しても、 リアに逃亡したテマ・アルメニアコンのストラティオーテースは、 処罰としてこれら土地の所有権を失う。 自らの所有地を再び取得するために、三ヶ ただし帰還したストラティオーテースには、

の材料だけを撤収して退去しなければならない。

らは動産をもって補償されるべきであり、不動産は、ストラテイア義務を存続させるために(είζ σύστασιν τῆς σττῆς στρατείας αὐτοῦ τῆν)は、被害者の子供たちないしその近親者に慰藉料として与えられるべきではない。かれ β.殺人の罪を負った者自身は法の定める処罰に服すべきであるが、 かれのストラテイア義務が附着した 土 地

παροχῆς έτέρων τοπίων)°

patelas)手をつけられるべきではない。

もし動産がなければ、殺人者の後継者が、被害者の相続者にたいし賠償として、該当義務の実施をひきうけなけれ

ばならないのであって、ストラティア義務のある土地を(τοὺς τῆς στρατείας τόπους)移譲してはならない。

もし殺害者の家族がすべて殺人罪を犯したさいには、家族会員が法によりふさわしい罰をうける。しかしストラテ

イア義務のある土地は他人に移譲してはならない。

務に服する (ετερος τους τόπους ἀναλαμβάνων ὑπηρετείτω αὐτῆ (i. e. στρατεία))° もしストラテイア義務に服そうという相続者が残っていないばあいには、他人が土地をひきうけてストラテイア義

XX (1958) p. 52 n. 1)° ルメルはここにも、自説の例外現象としての、軍事保有地保有者と従軍者との一致をみとめる (Lemerle, Esquisse. CC

にもとづくものであることを指摘する。 デルガーはこの措置が殺人罪について規定しているコンスタンティノス七世の日附なしの一立法 (R. K. O. R. 677)

82 (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 52 n. 2) ルメルが指摘するように、同一の表現はB.7にもみられる。その他O.βにも類似の表現 συστατικά δίκαια が使われてい

eféAp rås arpareías) にすべきである), 26 (殺害者であるストラティオーテースの財産評価は、「ストラテイア義務のある土 地をも含めて」(μετὰ ὑπεξαίρεσιν τῆς στρατιίας): 26 (ストラティア義務に服さない (μὴ ὑποκειμένη στρατεία) 土地につ びその共謀者の財産について。裁判官は「まず第一に、ストラテイア義務のある土地を引き離すよう」(πρῶτου μὲυ ἕνα ὑπ-ルメル(Lemerle,Esquisse. CCXX(1958)p. 52 n. 3)は、類似の表現を指摘する。Peira, LXVI, 24(殺害者およ

一〇世紀のビザンツ村落の社会構造

R. n° 677=J. G. R., III, p. 275) にもふれ、ストラテイアの保有者である殺害者をとりあげたこの 菌処でも、 の土地が οξ τόποι τῆς στρατείας ἦτοι αξ ὅπὲρ τοῦ στρατεύειν οἰκονομίαι と記されていること、におよぶ。 義務のある土地が殺人者の相続者ないしストラテイア義務を果し (τシኮ στρατείαν ὑπερετεῖν) うる第三者に移ること、またこ いてのみ財産没収がおこなわれる)。ルメルはまた、註(81)で言及したコンスタンティノス七世の一立法の末尾(R. ストラテイア . O

J.

νήν καλέσω τὸ πρῶγμα, καὶ τἰς βλασφημίαν ἄντικρυς τοῦ ὀνόματος εἴποιμι τοῦ χριστοῦ) ことをなげいた長大 院生活そのものは、「空虚な、キリストの名をけがすところの、興行物となってしまった」 (οὐκ οἶδα πῶς οὐχὶ σκηῶν, καμήλων, ἄλλων κτήνων ἀριθμοῦ κρειττόνων) を所有し、その結果修道士はその使命とする祈禱を忘れ、修道 χοντα καὶ διδόναι τοῖς πτωχοῖς) というキリストの教えとは反対に、あくことなき貪慾ぶりを発揮して、広大な な序文に続いてご 土地、豪華な建物、馬牛、駱駝その他の家畜の大群(γῆς πλέθρα μυρία, φιλοτίμους οἰκοδομὰς, ἐππων ἀγέλας, βο 「E修道院および養老院、旅行者収容所などの教会機関が、所有物を売って「細民」に与えよ (tò πωλεῦ tà ὑπάρ-

べき対象は、長い歳月の経過のうちにおこった出来ごとの結果、非常な困難を蒙り皆無に帰するほどに落ちぶれた修 にこう名附けられる)である者は、けっしてそれを阻止されないであろう。しかしながら、かれらが配慮をめぐらす α修道院、旅行者収容所、養老院を建立したいと思うほどに非常に善を愛し、かつ偉大な行為者(かれらの熱意ゆえ

じて神への敬虔の念をあらわさなければならない。ところが既存の修道院その他がこのようであるにもかかわらず、 れら自身それから眼をそらし、 旅行者収容所、養老院でなければならない。そしてこのような修道院その他に救援の手をさしのべ、それを通 あたかも福音書〔ルヵ伝一〇の三一〕のいうようにそのことに眼をつぶって向う側を通

土地、

建物(oùðà

ない(なぜならば、これらは、修道院が最初にたまたま所有していたところで充分なのである)。かれらは、修道院の poùς oùôs τóπoυς ðή τινας καὶ οἰκοδομάς)、の寄進という途で、救援を必要とする修道院に配慮をしめすべきでは ふさわしい配慮の対象であると考えるべきである。 土地が配慮もゆきとどかず、金銭も不如意の結果土地の耕作もおこなわれないままのときには、このような事態こそ、 ってゆくような態度を示して、他の新しい寄進を企てることは許されない。かれらは農地、 そして自分自身が有している農地と土地とをそれを欲する俗人に

代りに得た奴隷(οἰκέται)牛、羊、その他の家畜を修道院に寄進すべきである。

なぜならば、

もしかれらがほ

見送ることになるであろう。今後は農地、 加えたことにはならず、反対に、 はならない。なぜならばそれは、これらの修道院その他にとってけっして利益にはならないからである。 かならぬ所有農地・土地を寄進したならば、法律により教会財産の売却は禁じられているので、既存の状態に改善を 金銭もなく、土地を開発する手段ももたないままに難儀している修道院をそのまま 土地を修道院、 たまたま不良な管理によって土地の不足をきたすようになったとき 養老院、 旅行者収容所あるいは都大主教、 主教に寄進して

には、 ただし万一、上記の教会機関ないし修道院が、 皇帝の側での調査と判断とにもとづいて、必要なだけの土地を所有することはさまたげない。 (κελλία)およびいわゆるラウラ(λαύρα)は、荒野で建立されなければならない。そのさい、他人の農地

○世紀のビザンツ村落の社会構造

土地にまでくいいってではなく、 自分の領域内でのみ建立がおこなわれるべきである。このような草庵、 ラウラの建

立を欲する者は、 、敬虔な皇帝ニケフォロス二世はこの新法」。の末尾でつぎのようにのべる、すなわち、「このように勧告をおこ な 阻止されてはならず、むしろこのような善行はたたえられるべきである。

ができるような者は、 ろうことはよくしっている。しかし朕は、パウルスも言うように、 かれらを気にかけなかった。精神をもち、事態を直視するよう訓練され、一そうすすんで事態の深さを観察すること 法令を発布するにあたって、朕は、多くの者が堪え難いこと、 朕が神を模倣して生活する者および国家全体にたいし利益と救援の言葉を語るものであること 人間ではなく神に満足を与えようと思ったため、 かれらの考えに反したこと、を言ったと思うであ

修道院を弾劾するニケフォロス二世のこの法令**K.**の口調は、 有力者を告発するC.D.のそれ、軍隊指導者にむけられたE.

了解するであろう。」〕」

それ、に匹敵した語気をもつ。

独特の修道士生活の形態である。 ラウラとは、 修道士の一団が荒野や人跡未踏の山獄地方において、 かれらはこのアパのもとに毎週集って共同の祈禱と生活をおこなうが、 アパとよばれる精神的指導者のもとにおこなっ それがすむと各人は た一種

洞穴にあるそれぞれの個別的庵室にかえって住んだ。

教会関係の所領については、 すでにいままでのいくつかの新法がこれにふれている。すなわち、C αは有力者とみ

なされるべき教会関係のヒエラルキーおよび教会機関を列挙しているほか、 ガは修道院入りを理由に土地寄進をおこ

ただその土地の対価を修道院におさめることをゆるしている。また比は、

軍事保有地が修道院に移

テフォロス二世フォーカスの諸新法については、同帝のこのような多面性を反映して、その一々についての真意をど(sp) であって、 交りにひきこまれるほどの敬虔さの持主であり、さいごに、そしてなかんずく、「武勲詩」の武将皇帝として有名なニ 譲 教会所領の拡大を制限しようとしたことは問違いないこと、しかし皇帝は同時に国家財政家としても発言しているの つものであること、 るように反修道院的傾向をもったものではなく、 たいする配慮から出たものであることに問題はないが、この新法力については、ルメルは、それが決して従来説かれ こにみるべきかについて、ほとんどつねに問題がつきまとう。 小アジアの大豪族フォーカス家の当主であるとともに、 されたことを示す。 中期にかんしては、「租税要綱」中に興味ある記事が見出せる。この点についてはすでに註(1)の拙稿中の、 けるイムニテートの歴史にかんする部分でふれておいたけれども、ルメルによってより明確にとりあげられた 修道院所領の詳細は、修道院所蔵文書が出現を開始する一一世紀後半をもってはじめて明瞭になるが、 教会所領とそこでの労働力との均衝にかんする発言がそれを裏書きすること、 ただしこの建設が他人の所有地を犠牲にして拡張されてはならないとのべていることに徴して、 しかしながら修道院所領をもっぱらとりあげる新法は、このよをもって開始する。(8) 草庵やラウラの建設奨励にみられるように、むしろ反対の傾向をも アトスのラウラ大修道院の開祖となった聖アタナシオスとの H.が、武将皇帝としてのニケフォロス二世の、 の諸点におよぶのである。 今問題のビザンツ ビザンツ帝国に みずからは (Lemerle, 軍隊に

には属さない村落の租税収入を(ἀπὸ δημοσίου κανόνος χωρίων τινῶν μὴ ὑποκειμένων τῷ εὐαγεῖ οἴκψ)これら教会や修道 γίσιμα の諸形態がそれである。このうち後者の σολέμνια λογίσιμα について、「租税要綱」は三区別を設けている。すなわち Esquisse. CCXIX (1958) p. 263—265.)。教会、 一、λογίσιμον σολέμνιον. 皇帝が教会や修道院に恩恵を給わるさい、これを国庫から支給するのではなく、 修道院への国家財政収入の指定を いみする λογίσιμα および σολέμνια λο 該当教会や修道院

院に指定するという方式。その結果、指定された金額(τὰ λογισθέντα νομίσματα)は、国庫を経由することなく、 (παρὰ τῶν χωριτῶν ἀντὶ τοῦ διοικητοῦ) 該当教会や修道院に直接おさめることになる。

修道院に交附するという方式。 二、παρεχόμενου σολέμνεου. 一租税地区が納入した総租税収入のうちその一部を、同地区の財 政長官(δεοεκητής)が教会、

こなわずに、皇帝からの贈与として収得しておく方式 三、αὐτουργὰ λογίσιμα 該当教会、修道院が国庫におさめるべき租税を、指定額にたっするまでの部分については納入をお

事実「租税要綱」(p. 117, 40―41.)によれば修道士はこの方式をなかんずく好み、皇帝に請願していること。そしてまさにこ のであり、事実「租税要綱」(p. 118, 8.) は、γ περὶ τῶν τοιούτων σολεμνίων οἰκονομία の表現を使用していること。ルメ の方式に、ビザンツ後期において重要となるべき社会経済制度オイコノミア・プロノイア (οἰκονομία-πρόνοια) の起原がある 修道院の双方にたいする国家の統制を排除しないにしても、事実上ではもはや国家に両者間に介在することを許さないこと。 と推定しておいたが、事実ルメルも、二、および三の方式が国家財政帳簿 (des procédés comptables) 上での手続にすぎな いことを認める。それとともにかれはさらにすすんで一、の重要性に着目する。すなわち、この方式はたとい納税者と教会、 は以上の諸点を指摘するのである。 拙稿は、一時的な租税免除にほかならない三、の方式こそが古代未期の法典にみえる immunitas の実際ではなかったか、

松梨 P. Charanis, The monastic properties and the state in the Byzantine empire. Dumbarton Oaks Papers (1948)p. 53—118. ; p. 55—64. において、マケドニア王朝の諸皇帝の新法がふれられている。

0

たとえば Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. 228—235

有力者の安全についてなんら配慮するどころか、むしろこの先買権政策により、 裕となっている者を(マoùs προγεγονόταs)窮屈な困難な生活へと導いたのである。そしてこの先代の皇帝たちは、 代の皇帝たちは、その治下に飢饉がおこったとき、法令を発布して、有力者が「細民」およびストラティオー とづいて、先買権をもつこと、有力者は決して土地を拡大してはならないこと、を定めた。すなわち、有力者が土地とづいて、先買権をもつこと、有力者は決して土地を拡大してはないこと、 (%) え承知しなかった。そして一方に偏して、ローマ帝国全体をこのような指令で破滅の淵においやった。しかし試みら を新たにこっそり入手することを許さず、反対に、売却にさいしての先買権の「細民」への附与を通じて、すでに富 の所有地を購入することを禁じた。そして同法中で、「細民」が有力者の土地(κτήματα)にたいし、ただたんに同 共同体に属する(ἀνακοίνωσις)という理由のみならず、共同に租税をおさめている(όμοτέλεια)という理由にも 「神は公平であり、皇帝もそれにのっとらなければならない。事実、古来の諸立法は公平不偏であった。しかし先 力およばず、成果のあがらないものであった。 かれらが同一状態にとどまることさ

ティオ第一〇年次に発布する。 そこで皇帝は同じ法令が万人にひとしく有効なものとして存続するようにつとめ、つぎにのべる立法をインディク この立法はけっして前記の立法に全く逆行するものではなく、むしろ反対にそれと同

一であり、正当なものである。

一〇世紀のピザンツ村落の社会構造

α先帝たちが発布した法令は有効であり、かつすべての点で保証される。

有力者の土地売却にあたって、たとい同一共同体に属する(ἀνακοίνωσκς)という理由にもとづいてであれ、 ただしつぎの点でのみその法令は無効である。すなわち、 「細民」はストラティオーテースであれ、文民であれ、 共同に

租税をおさめている(ὁμοτέλεια)という理由にもとづいてであれ、先買権を与えられない。 反対にこのような売却地の所有権はアルコンがふたたび有すべきである。ただし問題の土地と境を接するようにな

った細民(τῶν συμπαρακειμένων εν τούτφ πενήτων)に安らいと救いとを与えるかわりに、所有権取得後に近隣者 (τοὺς γειτονοῦντας)を圧迫したとみとめられれば、新たに取得した土地からのみならず、世襲地からも追い出され

なわなければならない。反対に有力者は「細民」、ストラティオーテースから購入をおこなってはならない。 ストラティオーテース、「細民」は、自分たちと同等の者から (ἐκ τῶν τὴν ὁμοίαν λαχόντων αὐτοῖς) 購入をおこ

有力者はただ有力者からのみ購入をおこなわなければならない。

かりの一方に加えられてはならない。そしてこの公平さのゆえに本令が発布されるのであって、べつに 上層階 級 (τῶν πλέον) 肩をもつからでも、下層階級の (τῶν ἔλαττον) 肩をもつからでもない。 同一共同体に属するということ(ἀνακοίνωσις)、共同に租税をおさめているということ(ὁμοτέλεια)、が公平のは

をもなやませた。そしてしばしば混乱を惹起しつつ、かれらから土地をとり上げた。 β四○年の期間が訴えられることなく経過したさいには、ストラティオーテースから土地移譲をうけた者の所有権は しかし訴えによる(διὰ τῶν ἐπιφωνήσεων)時効の解消は、飢饉以前に新しく取得をおこなった者

ずらわされることがない。四○年の時効がもはや訴えによって解消することはない。 たのであるけれども、その後飢饉の年に発布された法令によりその効果はとめられ、くつがえされたのである。」 がされることはない。ただし掠奪、暴力、故意、による取得者は別である。購入をすすめる法令が古来から存してい しかし今後は、飢饉以前にストラティオーテース、文民、から善意で新しく土地を取得したことが判明した者はわしかし今後は、飢饉以前にストラティオーテース、文民、から善意で新しく土地を取得したことが判明した者はわ かれらの所有権はけっしてゆる

άστεια)、および国有地(κλασματικοὶ τόποι) の売却にあたって、先買権の行使をゆるしているが、これが実質的には有力者 B.は九二二年つまり飢饉に先立つものではあり得なくなるがそれはともかく、K がここでふれているのがB.ではないかという 自身は第三の可能性をとく。すなわち、有力者のうごきを禁じた立法はとくにはっきりと先買権の場合をとり上げたのではな の土地の売却に相当するとも考えられること。)それとも問題の新法は事実発布されたが、現存していないという場合 も考え 簡単化された余韻とみられること。口BBは、共同体の構成員に、自分たち構成員以外の者の土地(ξτέρων προσώπων προtélecaとをあげているが、これはBが確立した先買権行使の厳密な順序、およびそこで ôμoreleis に与えられている定義、の 推測には、 新法」ではあっても、 所有地について「細民」に先買権をゆるしているようないかなる新法も、現存しないから である。(すなわち、C:は「飢饉の (Lomerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 276; 275--275 n. 2.) 確定がむずかしい。なぜならば、 けれども、 このような指令をおこなっている新法とは、果して現存のどの新法の相当するのかについては、 第三に、 つぎの藍然的な(つまり確定的ではない)二根拠がある。 (ΗΚ は先買権行使の資格 として、 ἀνακοίνωσις と δμο-かれら有力者に「細民」の土地取得一般を禁ずることによって、実際にはかれらが先買権を行使することを阻止 それが有力者の傾向的な抗議の余韻であるということも考えられうる。これら三つの可能性のうちルメル 先買権にはふれていない。その点むしろBの方が問題となりうる。しかしもしもそうであるならば、 売却に出された有力者の ルメルの指摘するように

○世紀のビザンツ村落の社会構造

すべての取得がまさに四○年の時効を獲得する寸前にKが発布されたと解すればすむのである (Lemerle, Esquisse. CCXIX 飢饉に言及しており、しかも、この大飢饉以前の善意の取得者は今後四十年の時効により保護されるべきをのべている。 ティオ第一○年次は九六六年九月一日―九六七年八月三一日にあたる。ところで序文およびβは九二七年―九二八年の冬の大 ず、いぜんその点を無視している古来の先買権立法と、有力者による土地買占めの阻止を目的とするけれども、 しこの矛盾はルメルによれば、九二七年九月一日いらいすでに四○年が経過したと必ずしも解する必要はなく、 のにはふれていない立法との間の矛盾であり、有力者はこれを法的論拠として抗議した。以上のようにルメルは説くのである。 て訴えたことだけはうたがいない。換言すれば、問題の焦点は、有力者と「細民」とが最近区別されるにいたったにもかかわら 先買権を行使することができたのであって、この点が有力者の不満とするところであり、 した。しかし他方で「細民」は、 Kには発布年代について問題がある。すなわち、ニケフォロス二世の九六三年―九六年の統治期間のなかで、インディ 国家の崩壊、がそれによって現実におこったどうかはうたがわしいけれども、ともかくも有力者がその不満を声を大にし 実際上おこなったかどうかはともかくもすくなくとも理論上では、 Kがうたっているような有力者の壊 有力者の所有地について 大飢饉以前の 先買権そのも

ろうかどうかをうたがいつつも、従来の立法とは反対に、有力者を公正の名のもとに保護するというすくなくとも心理 の大豪族出身という階級的所属性に着目して、同帝の反動政策の一環として解釈されるのが常となっている。 ニケフォロ ル ス二世の多面的な本質についてはすでにJ.でふれたけれども、ウァシリエフスキー以来このK.は、 ス キーは、 農民が果して現実にその先買権を有力者にむけて行使することがそうしばしば出来たであ たとえ 同帝

(1958) p. 275 n. 1)°

ていないことを強調する。 の精神においても、有力者による「細民」所有地の取得を禁じたロマノス一世以来の一連の土地立法から一歩も外れ 力者に、実際上の利益よりはむしろ精神上の満足を与えた。ルメルは以上のように理解するのである。そしてKiはそ のもとに、有力者所有地売却のさい、「細民」に先買権の行使を禁止するという措置を下した。換言すれば、皇帝は有 ような措置を通じてニケフォロスは「細民」 の二つの社会階層への区分を確認し、そのそれぞれの土地所有状態を現状のまま固定化しようとしていること、 ただたんに新取得地のみならず世襲地をも失う旨の規定が設けられていること。要するにルメルとともに、 を先買権によってさえも獲得することを、 から離れる。そして註 有力者が他の有力者の土地を取得し、その結果境を接するにいたった「細民」に混乱と損害を与えたばあいには、 世以来有力者のうごきを封ずるために発布された苛酷な措置がすべてこのKによって確認されていること。 有力者がもち出した。これにたいして皇帝は有力者のこの訴えの真意を逆にとって、万人に対する公平という名 (8)で紹介した論拠のうえに立ちつつつぎのように解釈する。 そしてかれによればつぎの諸点はこれを裏書きするものなのである。すなわち、 たとい明文をもってではないにしても、自分たちに禁じている立法の廃止 の利益をはかっていること、をみとめたいとおもう。 すなわち、「細民」 K. が住民 の所有 マノス この

- R) Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. 230.
- 55) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 276.

 $\mathbf{L}.\widehat{\mathbb{S}^2}$

一〇世紀のビザンツ村落の社会構造

δοσίας)村落、部落中に獲得し、つづいて同じ村落の者(συγχωρῖται)から僅かの土地(σμικρά τινα καὶ ὐλιγοστὰ 「諸新法により土地を購入し拡大することを禁じられている者が、父祖の土地を相続により(&k Yovikijs kληρο-

τόπια)を購入して、そこに高価な巨大な家屋を建築し、概してその再建にむかうのである。

このわずかな土地を手がかりとしてその上に建てられた巨大な高価な家屋を破壊してはならない。しかしこの土地

が、支払われた価格の二倍か、あるいは売却地の二倍の面積と二倍の地質の土地を、 得る。 の売却者は売却地のかわりに、もし生存中ならば本人が、もはや死亡のさいは本人にかわってその相続人ないし親族

購入者は自分の建設した家屋からひきはなされてはならない」、

(92) ツアカリアエはこの新法が独立したものではなく、もとKの一部をなしていたのではないかと推測し、ルメルもその可能 性をみとめている。

上げるわけである (R. K. O. R. n° 719)° つまり村落内に相続の結果取得した父祖伝来の地を足がかりに、近隣者から小土地を買い集めて一円化した土地をつくり

る!——-をとったにすぎないニケフォロス帝の態度、をよみとってよいであろう。 (st) とするにせよ、のりをこえない良識的措置――しかも有力者に課せられたのは、二倍の価値の返還という義務であ 中小土地所有者との間の斗争の一具体例、および、有力者側に立って行動するどころか、たとい有力者の煽動を動 こ の **L.** にも、 ルメルとともに、 土地を拡大し、その資本を投下しようと機会をねらう有力者と、法律に保護された

Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 276-277.

M.

ρατευθέντας)、代価の返済を強いることなしに返還してやった。しかしながらその結果、たといどれ程余分の土地を 他人に売却できない事態が生じたのは不合理にみえる、と。 λιτρῶν ἀκίνητον περιουσίαν εὐπρόσοδον ἀφορίζεσθαι) という新法が適用される。 所有していようとも (olas α̈ν καὶ ὄσης δεσπόζει περιουσίας)、ストラティオーテースがその所有地の一部なりとも ア義務のために(λόγ φ τῆς στρατείας αὐτο \tilde{v})四リトゥラの良質の土地がのこっていなければならない(τεσσάρων α現在までにその所有地を売却しているストラティオーテースにたいしては、ストラティオーテースにはストラテイ からストラテイアの義務を果していたことを証明した場合には(διὰ τὸ ἐν αὐτοῖς ἐκείνοις εὑρεθῆναι αὐτοὺς στ シレイオスの報告はつぎのようであった。自分はストラティオーテースにその売却した土地を、もし後者がその土地 「プロートスパタリオス職にあるとともに、エピ トーン デエエーセオーン (entrain denjoews) の位にあるバ

することができる。 てそれを先買権により(ἐν προτιμήσει) ふたたび取得したいとおもえば、無償ではなく、正当な価格を返済してそう もしこのような土地を所有するストラティオーテースが他処にも他の所有地を有し、それを売却したとき、つづい

προσύδου ὑπάρξεως) 売却したときには、無償でふたたびそれを取得する。 しかしながら、もし四リトゥラの良質の土地を一部なりとも(μέρος τι τῶν τεσσάρων λιτρῶν τῆς ἀκινήτου εὐ-

λαβε)、ストラティオーテースはもし一二リトゥラ以上の良質の土地(ιβ λιτρῶν ἀκίνητον εὐπρόσοδον περιουσίαν) β. 今後については、甲冑部隊の大増強にともなって (ἐπεὶ τὰ τῶν κλιβανοφόρων καὶ ἐπιλωρικοφόρων κίνησιν &

を所有していないならば、その所有地を売却することはできない。(※)

σότητα τοιαύτης ὑπάρξεως) 売却をおこなったときには、無償でふたたびそれを手に入れる。 もしストラティオーテースがこの価値にたっするまでの土地から(ἐκ τῆς εἰς τοσαύτην συγκεφαλαιουμένης πο-

もしこの価値をこえて(すなわち一二リトゥラ以上を)所有するときには、売却し、つづいて返還請求をおこなっ

(95) たといストラティオーテースが、「ストラテイア義務のために必要である以上の土地を所有していようとも」との意 (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 53)°

ても、無償でふたたび取得するのではなく、適当な価格を支払ってでなければならない。」

(96) つまり、「ストラティオーテースがその売却した土地を代価返済なしで返還してもらうことを 許可 する法律が発布されて 生じた、との意 (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 52-53.)。 は、たといストラテイア義務に必要な以上の土地を所有していようとも、それをもはや売却できない」という不合理な事態が からというものは、ストラティオーテースの土地を購入しようという者がもはやいなくなり、その結果ストラティオーテース

(97) ルメルはこの「良質の」sóπpóaoãos の言葉に着目し、Mが三度くりかえしてストラティア義務のある 土地は「良質」で でなければならないと規定されていること、を指摘する(Lemerle, Esquisse. CCXX(1958)p. 53 n. 1)。 なければならない旨強調していること、Εαでもストラティアのために登録されるべき土地は良質地 (ἀκἐνητα εὐχρηστότερα)

(%) E.を指す (R. K. O. R. n° 673)。

(9) ルメル (Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 53 p. 2.) はこの句に、ストラテイア義務に指定された土地がなかんず CCXX (1958) p. 53 n. 2)。伝ニケフォロス二世フォーカス著「戦術論」IIepi παραδρομής πολέμου (ed. Bonn 中に、レ く従軍者の武装に役立てられたことの左証をよみとるととも、重装にかんするビザンツ史料を指摘する (Lemerle, Esquisse オン・ディアコノスのつぎに収録される)——たとえば「胸甲およびいわゆるエパノークリバナを着用した部隊」(grparoë… …θώρακας ἀμπεχομένου καὶ τὰ λεγόμενα ἐπανωκλίβανα) ----° Du Cange, s. v. κλίβανον, λωρίκη. Sylloge Tacticorum

Mém. Acad. 1908) p. 11. A. Dain, La «Tactique» de Nicephore Ouranos (Paris, 1937) p. 48. (=Inedita Leonis tactica) § 37-39, ed. A. Dain (Paris, 1938). Nicephori praeccpta militaria (ed. Kulakovskij,

ed. John H. Becler, Ithaca (New-York, 1953) p. 31-56. ("The Byzantines and their enemies A. D. 582-1071") armées du Moyen Âge en Europe et dans le Prochc-Orient. Paris 1946. I, p. 19—73 (一〇七一年のマンツィケルト zantın. (rus.) Izv. Russk. Archeol. Inst. v Konstantinopolĉ. VI (1900), p. 154—207. がいずれにおいても活用されて でふれられているにすぎず、これら二著の不備はたとえば、Th. Uspenskij, L'organisation militaire de l'Empire by-会戦までのビザンツ軍制)ねょび C. W. C. Oman, The Art of War in the Middle Ages A. D. 378—1515. rev. and リトゥラから一二リトゥラへのひきあげが策されたらしい。ビザンツ軍制の研究については、F. Lot, L'art militaire et les なお法令中の甲冑部隊とはおそらく重装騎兵部隊を指し、その武装費は負担が多いところから、軍事保有地の最低価値の四

た措置がこのMであると解釈するとともに、「ストラティオーテース所有地の三倍の拡大」に、農民層からの特権剝奪 が ある。オストロゴルスキーは、武将皇帝ニケフオロスがストラティオーテース所有地をかためひろげる目的でとっ(30) 軍事保有地を扱ったさいごの新法であるこのMの解釈についても、ニケフォロス二世の他の諸新法とおなじく問題

○世紀のビザンツ村落の社会構造

いないという点に示されている (Lemerle, Esquisse. CCXX (1953) p. 53 n. 3)。

ですでに占めていた特権的地位を強化したにすぎないのがこのMであること」、を説くのである。 あり、その上それは軍事保有地の価値の三倍などについてなんらの指令をおこなっていないのである」、と。そして 発動するところの補足的な保護を与えるということであった。新法が文字どおり解されてはならないことはたしかで か。皇帝がとりあげたのは、むしろ保全の限界、つまり、ストラティオーテース所有地に、移譲の危険のさいにのみ ない。また、たった一日でストラティオーテースの土地の最少限価値が三倍にされたなどとは了解できないではない 実際言ってもいないことを言わせ、ニケフォロス・フォーカスに反動的、貴族的、封建的な意図を帰することはいけ るようななんらの意図ももたず、またMが、そのような結果をともなうこともなかったと説く。すなわち、 とのべている。しかしながらルメルは、Mが、ストラティオーテースを農民からひきはなし、軍人層を「封建化」す(印) のみ、徴集されることができた」、と。カラニスもまた、「この措置が兵士から小貴族をつくりあげる効果をもった」、 かれらは、マケドニア王朝でしばしば言及されているところの、社会的に上昇しようとつとめる新形成の小貴族から スに一二リトゥラの価値の土地を確保しようと意図したが、これらストラティオーテスは「細民」ではあり得なかった。 土地所有に基礎をおいたところの従来の政策からの根本的背離を意味した。ニケフォロスは重装ストラティオーテー なく、ビザンツ軍隊の従来の社会構成に変化をもたらしたにちがいない。その限りにおいてこの規定は、「細民」の小 とならんで小アジア豪族の代表者ニケフォロスがおこなったところの、農民層からのストラティオーテースの分離、 をよみとる。すなわち、「ニケフォロス帝によって企てられたところの軍人保有地の三倍へのひきあげは、うたがいも .メルは、「良質地の相当面積を保有するストラティオーテースがただその事実から、共同体の他の土地所有者のなか M.

- 100 Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. 230-231. cf. Id. Pour l'histoire de la féodalité byzantine. p. 14.
- 101 Charanis, On the social Structure of the later Roman Empire. Byzantion XVII (1944-1945), p. 52 n. Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 53-54

N.

法が現在の悪と一般的無秩序との根源であることを知った。(33) らにたいする不正と不遜であることは、事実そのものによっても立証されたので ある。(事実この立法が発効して以 幸福は生活にはおとずれず、反対にあらゆる種類の災害がおそいかかったのである。) 敬虔さの点で試練ずみの修道士およびその他の者から、 事実この新法が、教会およびその機関、 朕は教会および同機関にかんするニケフォロス二世の新 そして神みずか

適用されないこと、を命ずる。 朕はこの黄金印璽附きの立法をもって、今日以後ニケフォロス帝の上記立法は無効であること、 ニケフォロス帝の立法以前にあった朕の祖父、曾祖父、大曾祖父の教会および同機関(ロ) 今日からは決して

い かんする立法がふたたび有効化される。ここに発布する立法の保全と不動のために、朕はこの立法に自署をおこな 黄金印璽をそれに下附する。 九八八年四月四日。」

- (13) J.を指す (R. K. O. R. n°772)。
- (04) コンスタンティノス七世、レオン六世、バシレイオス一世を指す。

果してバシレイオス二世はこの新法Nを発布してニケフォロ ス二世の新法」を廃法化したのかどうかには疑問が あ

時代(ブルガリア人によるバルカン荒掠、バルダス・スクレロスとバルダス・フォーカスとの小アジアでの反乱、 する真の態度表明は九九六年一月発布の新法O.においてはじめて示されるにいたること、つまりN.はその統治の危機 真実性をもつと考える。そのほか、このN.本文の幼児的な迷信性、表現のおどろくべき不正確性と漠然性、N.末尾の新法N.だと考える。ルメルはN.の発布者をバシレイオス二世とするよりもヨハネス・ツィミスケスとする仮説の方が 憑性をもつものとしても、そこに示されているのは機会主義的な態度にすぎず、バシレイオス二世の教会所領にたい こと、に着目して、ルメルは九八八年四月のこのNoの信憑性についてうたがいをいだく。そしてもしたといそれが信 の署名入りで発布した一切の黄金印璽附皇帝文書を無効とし、ただ提出して確認をうけたもののみを有効としている 黄金印璽下附にかんする記事の例外性、の諸点や、バシレイオス二世が後代のSにおいて、その登極(九七六年一月 ときのコンスタンティノープル総主教ボリュエウクテスからの圧力で、ヨハネス・ツィミスケスがとった措置がこの 一日)後プロエドロスおよびパラコイモーメノス在職のバシレイオスが失墜するまで(九八九年中葉)のあいだに自ら 手書本伝承のなかには、N.をヨハネス・ツィミスケスに帰しているものもあり、オストロゴ ルスキー は そ

(5) Lemerlc, Esquisse. CCXX (1958) p. 281 n. 1.

の他)に同帝のなした一時的譲歩にすぎないこと、におよぶのである。

された旨の註記があること (δρα αΰτη ἡ ναρὰ κατηργήθη παρὰ τοῦ τζυμισχῆ κακῶς δέ.)、を指摘している、cf. ibid. S. 246 をつたえる一手晢本 Cod. Vindob. suppl. 47 et 48 (Zepos I, 249, n. 1)には、この新法Jがツィミスケス帝によって廃止 Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. 235 Anm. 2. オストロゴルスキーはここで、ニケフォロス帝の新法J

Anm. 1

Quelques problèmes d'histoire de la paysanncrie byzantine. Paris 1956. p. 11—24.)。くわしくは註(1)の拙稿をみ 787―788(オストロゴルスキーは九七五年に指定)をもとに、ツィミスケス帝が(他のマケドニア王朝の皇帝のように農民所 λιον περὶ τῶν μονῶν Κολοβοῦ, Πολυγόρου καὶ Λεοντίας Θεοδώρου 'Ασπαθῆ τοῦ Μαγαχᾶ (Γρηγόριος ὁ Παλαμᾶς, 1 (1917) Laura I (1937) n。9. (編纂者の九八九年という発布日附をかれは九七四年と訂正する) および 'lωακεμ 'lβηρίτης Σιγίλ-有地についてではなく)労働力としての農民自身を有力者から保護する政策を遂行したことを説くのである。(Ostrogorski) さいきんオストロゴスキーによって再検討された。すなわちオストロゴルスキーは、G. Rouillard et P. Collomp, Actes de なお、マケドニア王朝の一連の土地立法に名をつらねていない唯一の皇帝であったヨハネス一世ツィミスケスについては、

- (호) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 281 n. 1.
- ($\stackrel{\sim}{\rm G}$) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 282 n. 3.

0.

贈与により、あるいは自分自身の勢力により (εἴτε διὰ ξενίων καὶ δώρων εἴτε διὰ τῆς ἐνούσης αὐτοῖς δυναστείας) 有力者が所有地を拡大しようとして四○年の時効を手掛りとしたこと。そして、あるいはもてなしにより、あるいは 「細民」から(παρά τε τῶν πλουσίων καὶ τῶν πενήτων)なされた申し出で調査にとりかかった。そしてその結果・ 「α朕が神の恩寵で皇帝に就任して以来 (âφ'οδ τὴν αὐτοκρατορικὴν ἀρχὴν θεοῦ χάριτα ξλαβε)、有力者および (ધ)

一〇世紀のピザンツ村落の社会構造

四〇年を経過しようとつとめ、 それがすぎれば、「細民」から不正に奪った土地を完全所有したこと(κατὰ τελείαν

δcσποτείαν)、が判明した。

ら手をひくように、いまや法令が発布された。 対に自分自身のみならずその子供たち、その相続人も他人の所有地を没収されること、を知って有力者が そこで、現実の事態を匡正し、有力者を統制し、今後四〇年という時効のたすけをかりることができないこと、反

えをうけたこと、また朕が帝国属州を通過して戦争におもむくさい自分自らの眼でかれらの身の上におそいかかった 制御するためである。そしてこのような法令発布の動機となったのは、「細民」からこの土地拡大についてつ ねに訴

この法令は「細民」に憐みをかけ、国家およびその運営に配慮し、正義を導きいれ、土地拡大のおそるべき慾望を

所有地拡大と国内の不正とをつぶさに体験したこと、にある。

χωρίων κοινότητας) ら一○○年ものあいだ繁栄をつづけている者であるときもあるが、このような有力者は村落共同体内に入って(eis ストロスであるときもあり、またドメスティコス すなわち、勢力にあふれ、 土地を新たに得、ないしそこで土地を拡大する。そしてその後継者は財産とともに勢力をもう もし子孫があればそれを子孫につたえる者が、パトリキオスであるときもあれば、 トーン スコローンのときもあれば、皇帝の近親者として七〇年 「細民」に農地を返還しな マギ

い かほど時間が経過しても、「細民」は請求してもとどおり取得することをさまたげられてはならない。 なぜならば、

もしこのように指令しなければ、土地を拡大した者につぎのような口実を与えることになるからである。

るうちに法律の定める時期が到来するならば、換言すればわれわれが繁栄して時を過すならば、 『私自身が繁栄して「細民」が私を動揺させることができず、私の息子も繁栄する。そしてわれわれが繁栄をつづけ われわれは新たに取

得した土地をもはや奪いとられることなく所有し、土地拡大は私にとって利益となる』と。

非有力者であり、このような者にたいしては時効による援助がみとめられる。しかしながら名誉をうけるようになっ た以後は有力者であり、このようなものにたいしては時効の効果は発生しない。 なされるべく、非有力者(dθυνατός)とみなされてはならない。 もともと「細民」であったが、後に名声を博し、高い名誉にのぼり、幸運をつかんだ者は有力者(δυνατός)とみ かれは、下層(τῶν κάτω)に属しているあいだは

税を共同に納入している(συντέλει τοῖς αὐτοῦ συγχωρίταις) あいだは、かれはこれらの仲間にたいし新しいことを καὶ χωριτῶν ἔνα)。しかし後に名誉ある地位と富とを (περιδόξων καὶ πλουσίων)得た。下層に属し、 企てなかった。 たとえばここにフィロカレースという者があった。 しかし神がかれを皇帝護衛隊員であるヘブドマリオス($\xieta \delta o \mu d
ho cos$)の名誉に、つづいては宮廷官職 かれはもと貧乏であり村落民の一人であった(マⅆレ còrcd@レ 同村落民と租

τιιου ίδιου êποίησευ)。そして村落の名祖を自分の名前とかえた。ところでかれの運命がひきあげられ、このような状 態になったのに、時効が援けとして与えられ、不正に拡大した土地がみとめられるということがどうしてあってよか 誉をひきあげてからは、 かれは村落全体を所有し、それを自己所領化した(tò öλον κατέσχε χωρίον καὶ προάσ.

であるコイトーニオス(χοιτώνιος)の名誉に、さらに続いてはプロートベスティアリオス(πρωτοβιστιάριος)の名

さいしょに所有していた国庫所属地をのこし、ふたたび村落民の一人としたのである。(ἐκείνῷ δὲ κατέλιπεν ὅπερ ἐξ高価なのをみてそれを土台まで打ち倒し、「細民」 たちにもとの所有地を返還した。またフィロカレースには、かれが άρχῆς είχε δημόσιου, καὶ τῶν χωριτῶν ἕνα πάλιν ἐποίησεν.)° ろうか。そこで朕自ら現場におもむいて告発のため「細民」たちの事情を調査した。そしてフィロカレースの家屋が

されているものは、古来の諸立法の定めるところにしたがい、有力者の手許にそのままとどまるべきである。そのさ で、権利文書によりおよび権利設定的証拠により(δι' ἐγγράφων δικαιομάτων καὶ συστατικῶν μαρτυριῶν)保証 トケンタルコス(πρωτοκευτάρχος)をも有力者とする。なぜならば朕はすでにかれらをも有力者と認めたからである。 れる。なおロマノス一世はスコラオリスその者をも有力者としたが、朕はかれらを有力者とよぶのみならず、プロれる。なおロマノス一世はスコラオリスその者をも有力者としたが、朕はかれらを有力者とよぶのみならず、プロ 有力者とはこの種の者だけをいうのではない。ロマノス一世の法令で定められ列挙されている者も有力者にふくま。 (3) マノス一世の最初の立法の時までにすでに有力者が村落共同体内に(εἰς χωρίων κοινότητας)所有していた土地

来から自分たちに所属していたといつわって言いのがれする途を封ずるためである。 いこれらの証拠が提出されなければならないが、それは、有力者がそれ以後新たに取得した土地が文書にもとづき古 それ以後こんにち(九九六年一月一日)にいたるまで、さらにはまたこんごについていえば、ロマノス一世の上記法

返還を請求する権利をもたない。なぜならば有力者は上記の法令を破ったからであり、むしろ処罰されるのにふさわ にたいし効力をもつことはできない。「細民」の所有財産はもとどおり返還される。有力者は代価ないし改良事情の 令の指令にもとづき、いかなるときに「細民」が有力者と取引しても、それ以後の期間というものは決して「細民」

を示したからである。 に土地を取得することを禁ずる旨のべて、永久に有力者が処罰されること、時効はかれらにたすけとはならないこと、 しいからである。すなわち、ロマノス一世は、今後有力者が村落共同体に(eis κοινότητας χωρίων)入りこんで新た

くことがあろうか でにすぎ去ったことが問題とされるよう命じなければ、どうして将来のことがまもられ、こんご人々がおそれをいだ 今後も上記法令は有効であるのみならず、上述の時点〔九二七年九月一日〕までそれを遡及させる。なぜならば、す

多くの改刪が発見される。そのような混乱の多くは朕の登極以前におこった。 β.黄金印璽附皇帝文書に記された境界記録には (είς τοὺς ἀναγραφομένους ἐν τοῖς χρυσοβουλλίοις περιορισμούς)

上記の境界記録はなんら効果をもたない。また何人もそれを基礎に権利をもつことはできない。なぜならばそれを

ではないからである。 房書記プロータセークレータイ(πρωτασηκρῆται)も現場に居合わせて、測量および境界記録作成に立ち合ったわけ した者の了解と意見によって作成されたからである。さらにはまた、黄金印璽附皇帝文書に境界記録を書きこんだ官 持ち出す者には曖昧さがおおっているからであり、それというのも皇帝の了解と意見によってではなく、それを受領

政庁(σέκρετου τοῦ γενικοῦ)の土地台帳か、他の権利設定的文書中に(ἐν……τισιν ἐτέροις συστατικοῖς δικαίοις) それゆえ、曖昧さがおおっている境界記録は権威がなく効力もない。 しかしながら、そのような境界記録が帝室財

発見される場合には、そのような境界記録は聴聞され、顧慮される。

主教は所有し、 ないし主教がその教会を自分たちのものとし、それを『修道院』と名附ける。そしてそのあるものを都大主教ないし にはまた他の村落民も同じように振舞い、二・三人がそこで修道士となる。 を得てそれに自らの土地を(τὴν ἐδίαν μοῖραν)寄進し、自らは修道士となってそこに居住する。他の村落民、さら の村落民(χωρίτης)が自らの所有地に教会を(ἐκκλησίαν)建立し、同一村落民の(τῶν συγχωριτῶν αὐτοῦ) ほとんど消滅にひんしていること。 7.ほとんどすべての属州において、 他のものを有力者に贈与する。その結果、都大主教ないし主教は村落に土地を拡大し、不正をおこな 多くの村落が損害をうけ不正を蒙ったこと。そのあるものは修道院の名のもとに かかる反逆行為が皇帝にたいしておこった。すなわち、多くの村落において一人 かれらが死亡するとその地方の都大主教 同意

たならば、すべては「細民」に返還されなければならず、都大主教区ないし主教区の持分(τὸ δὲ τῆς μητροπύλεως このような、そしてこのようにしておこった祈禱堂(ϵὖκτήρια)——これは修道院とはよばれない—

そして村落そのものを消滅させる。

以上がその経過である。

ἢτῆς ἐπισκοπῆς μέρος)はそこから完全に閉め出されなければならない。

といこの者が早くから長期にわたって所有していようともそうである。なぜならばこれについては時効の効果は生じ 都大主教ないし主教が何人かにこの種の祈禱堂を贈与したときには、この者はそこから追放されるべきである。

祈禱堂が村落民に返還されるべきことは上記のとおりであるが、それは将来も祈禱堂であり続けるべく、村落の管

理下に (ὁπὸ τὰ χωρία) 立つべきである。

行使する。しかし都大主教ないし主教は、修道院から収受しているような貢納(συνήθεια)その他のものを祈禱堂の こで得度を(τὴν σφραγίδα)おこなうとともに、修道士たちの間における誤りにたいして匡正権を(τὴν διόρθωσιν) 主教の名はその祈禱堂の二板折書札に(τὴν ἀναφοράν)記入されて祈禱のさいとなえられ、都大主教ないし主教はそ 修道士について言えば、祈禱堂には最初に存在したと同数の修道士がいなければならない。ただし都大主教ないし

修道士たちから受けてはならない。

下賜されたり、さらにはまたこのような祈禱堂が修道士の僧房(καθίσματα)をもつときには、それらの所有は本来このような祈禱堂のあるものにたいして皇帝から年金(σολέμνια)が与えられたり、また蠟燭金(φωταφίαι)が上に記したような村落は前述の祈禱堂において、最初に居たと同数の修道士を保持しなければならない。 そしてこれら年金、蠟燭金、修道士の僧房は他人に移譲されてはならない。朕がそれを修道院とはよばず、修道士の は正しくないのであるが、それらがすでに皇帝の恩龍の(προνοίας βασιλικῆς)対象となっていたならば、それら 祈禱堂が修道士の僧房とともに現在所属しているところの都大主教あるいは主教の管理下にこんごも立つ。

いる村落祈禱堂 (εὐκτήρια τοῦ χωρίου, ἔχοντα (ὡς εἰρηται) καὶ καλογήρους) とよぶのもまさにいまのべた事情

olκείας ὑποστάσεις ἐκεῖ)、その後拡大してそこに九—一○人ないしそれ以上の修道士が居たときには、そのような事 の多くが(πολλοὶ τῶν πλησιαζόντων)そこで剃髪し、そこに自らの所有地を有しており(dφώρισάν τε καὶ τὰς この種の『修道院』が村落その他($d\pi o \chi \omega
ho i \omega
u \kappa lpha i τοῦ τοιούτου προσώπου)によって建立され、すでに近隣者$

によるのである。

主教はそれを、その欲するままに贈与したり移譲したりしてはならない。 態は本来正しくはないのだが、それとしてみとめられて都大主教ないし主教の管理下にたつ。ただし都大主教ないし

行為は現法令いごはみとめられない。 らの人数に充分な土地があるからという理由で都大主教区あるいは主教区がそれに修道士を増員しても、 て禁じられる。九―一〇人以上の修道士をもつものが修道院であると当法令が判断しているからといって、 を扶養することはかまわないが、新たに土地を取得することは許されず、ロマノス一世によっておよび現法令をもっ ただし以前から九一一〇人以上の修道士を有しており現在もそうである祈禱堂は、 現在の所属財産でこれら修道士 そのような

ふたたび立つ。 反対に祈禱堂は上記のように村落共同体に (εἰς ἀνακοινώσεις χωρίων) 所属し、村落の管理下に (ὑπὸ τὰ χωρία)

しかしながら、独立所領(τὰ ἰδιύστατα)と、古来大修道院であったものでもはや多くの修道士を所有しておらず、(罒)

理下に立ち、都大主教ないし主教はその欲するところにしたがってそれを贈与することも移譲することもできる。 反対に都大主教ないし主教の不注意で修道士が居なくなった修道院とについては、それらは都大主教ないし主教の管

うに定めるかといえば、国庫が完全に国庫財産の請求をおこなえるようになるためには、多くの条件が介在するから δ.国庫(ὁ δημόσιος)にたいしては、その権利を無効化させるような時効期間というものは存在しない。 の権利をアウグストゥス・カエサルのとき以来主張する。そして自己の権利を取得することを許される。 国庫は自己 なぜこのよ

すなわち、まず、国庫の主人である皇帝は、多忙であり、国家について多くの配慮を担っており、そのうえ

とができないからであり、さらにはまた、 あらゆる方面の配慮でとりかこまれているので、現場におもむいて国庫についてすべてにわたって調査し観察するこ そこから明かであるのは、この派遣役人が正しく、そして国庫の領界をそこねることのないよう行動してはじ 風州に役人を派遣して国庫財産について調査させなければならないからで

うごかすことのできない決定が生じ、反対に、道理に反し、国庫の領界をそこねるような処理は無効であると

国庫財産の返還請求と旧状への復帰とをおこたり、不当所得を得て悪意により国庫の権利を見捨てた者と判明したと 到来して国庫の権利を請求することがないというような場合はおこりようがない。しかしながら、もしこのような役 人が秩序回復と国庫財産返還請求のために派遣されて、 中断されることなく四〇ヶ年となり、 その間査定財政役人であるエポプテースないし皇帝代理人(βασιλικός)が 強慾であり詐欺であることが判明したときには、 すなわち、

朕は、 指令を仕遂げた者はごくわずかであったことを、つぶさに体験したのである。 エポプテースその他の国庫管理役人が勤務のため派遣されて、 国庫はけっしてそのために敗北することなく、 自らの権利請求権をけっして失うことがないであろう。 国庫にたいして数多くの詐欺をおこない、 朕の

を犯しても、 ε古来の法律の定めるところによれば、プロートスパタリオス(πρωτοσπαθάριος) およびそれ以上の者が 死刑には処せられず、 名誉の喪失および同法律の定める他の処罰をうけることになってい 殺人の罪

ったときには、 今後これらの者が殺人の現場をおさえられたときには、 ないし自分の配下を教唆してそれを実行させたときには、これらの者は名誉ゆえにまもられることは ないし詐欺共謀、、準備、実行、 によって殺人行為に加

らに同意し、かれらを識っているところの者(λαós)がその場に居合わせ、事件に下手人となったこと、 なく、反対に名誉を持たない者として処罰され死刑に処せられるべきである。そしてこのおなじ処刑は、 れらの配下が、かれらと殺害された者との間のけんかのために、およびけんか好きのために、殺人行為をおこなった 共謀的におこなわれ、実行が白日の下で悪意的になされたとき、そして、かれらにそそのかされ、 経済学研究 あるいはか 準備

か

詐欺的、

いは九八九年の中葉〕までの期間には数多くの黄金印璽附皇帝文書が作成されたが、その期間には朕が正当とみなすよ(四) うな黄金印璽附皇帝文書は作成されなかった。反対にバシレイオスのあらゆる意図にしたがって法令(πρύσταξες) S.朕の登極〔九七六年〕よりプロエドロス職およびパラコイモーメノス職にあったバシレイオスの失脚〔九八五年、ある(%) の知・友人を説きふせてそれを行わせたこと、が万人に明かなとき、にひとしく適用される。

あるいはまたかれら自らが手を下してそのような不法行為をおこなったこと、さらにあるいはまたかれらがそ

が発布された。

る。 の自署する『検閲済み』の文字により保証されるよう命じたからである。しかしながら、朕の許に提出もされず、保 がおこなわれたものでないかぎり有効ではない。なぜならば、 。も受けなかった黄金印璽附皇帝文書は、不法であり偽作であるがゆえに、保証されないものと見なされるべきであ イオスの失脚後、朕は法令($\pi \rho \acute{o} a \tau \alpha \xi \iota \varsigma$)を発布して、すべての者がそのような黄金印璽附皇帝文書を提出し、 上記の期間内に作成されたすべての黄金印璽附皇帝文書は、その後朕に提出され、『検閲済み』(&マワ/pj/θŋ)の記入 なぜならば、もしそれが正しかったならば、その所有者によって朕の許に提出されたであろうからである。 上記のプロエドロスおよびパラコイモーメノス・バシ

朕

ρεως)無収入のまま置き去りにして、自分たちをうけいれてくれる者の土地で新たに市場を開く。以上が訴えの内容 $\pi \rho \alpha \gamma \mu \alpha \tau \epsilon \omega \tau \alpha t$)、そこをはなれて他処に移動する。そして古来の市場主を(τοὺς $\pi \alpha \lambda \alpha \iota \sigma$ ὺς δεσπότας τῆς $\pi \alpha \nu \eta \gamma \psi$ 場を開催していたところの (εχόντων αὐτῶν πανήγυριν συνισταμένην) 商人が (οἱ τὴν πανήγυριν συνιστῶντες ればならない。すなわち、つぎのような訴えがなされたのである。古来から自分の土地に(タル τοῖς ἐδίοις τόποις)市

ς 古来から市場権について (περὶ τοῦ δικαίου τῶν πανηγυρέων) 発生している問題は適当な解決の途を発見しなけ

処におもむいてそこで新たに市場を開催するさいに、かれらはさまたげられることなく自由にそれを行いうる。ただ αὐτόχθονες καὶ οἱ ἐπήλυδες)が古来の市場主から、仲間同志で意見の完全な一致の結果すべてそろって退去し、他 しそれは、かれらが市場の場所の移動を欲したのであって、強制されたのではなく、心からすすんでそうするように

なったばあいにかぎられる。

げられるべきであり、退去した者はいかなる者であれ、古来の場所にとどまる方に決定した者と合一すべきである。 にとどまることをえらぶのに、他方がそこから離れて他処に移動するばあい、軍配は古さの方に (τῆ ἀρχαιότητι) あ

しかしながら、もし商人(πανηγυρισταί)のあいだに意見の相異がおこり、一方が今まで市場を開催していた場所

市場の移動にはつぎの四つの場合がおこりうる。すなわち、円有力者のもとから有力者のもとへ、口非有力者のも

○世紀のピザンツ村落の社会構造

そして土地の古さの特権が決定権を持つべきである。

場全体が移動のさいの同意という理由か、市場が二つに分裂したさいの古さという理由か、のいずれか一方だけが単 が一致してすすんで、古来の開催地から移動するのでなければ、移動はおこなわれるべきではない。換言するならば、 ノス一世もなかんずく不動産の非有力者から有力者への移譲という点で、有力者の勢力の優勢さについてかつて心を これというのも朕が「細民」 独で決定権をもつのに反し、第四番目の場合には、全員の同意と古さの特権との二つが合体しなければならないが、 παντὸς πλήθους σύρροιά τε καὶ σύμπνοια) とが二つともなければならない。なぜならば、他の三つの場合には、 第四番目の場合には、二つの理由、すなわち古さの権利(τò τῆς ἀρχαιότητος δίκαιον)と全員の一致賛成(ἡ τοῦ ら奪いとることについて、有力者は大きな力を持っているからである。そのために、第四番目の場合には、 し第四番目の場合には、 こなわれるのがならいとなっている。上記の最初の三つの場合だけについていえば、上記の規定が有力である。 とから非有力者のもとへ、巨有力者のもとから非有力者のもとへ、四非有力者のもとから有力者のもとへ、 特別の、一そう恵み深い解釈が与えられるであろう。なぜならば、市場を非有力者の権利か に援助の手を完全にさしのべ、有力者の勢力の優勢を打倒するからである。そしてロマ 移動 市場全体 ただ お

109 -九七六)に簒奪されてそれにあづかり得ず、後者の死によってはじめて、十八歳の青年帝として政権を掌握することができ | 九七六年。バシレイオス二世は、ロマノス二世(九五九―九六三)の長男として、れっきとしたマケドニア王朝の正嫡で しかし、その後もしばらくはロマノス一世の息子であり、バシレイオスにとっては大伯父にあたる官宦バシレイオスの指 政治の実権は傍系のニケフォロス二世フォーカス(九六三―九六九)およびョハネス一世ツィミスケス

わずらわせた。

はSにも一部暗示されている。 導下にたたなければならず、後者の失墜によってはじめて名実ともにビザンツ帝国の君主となることができた。 この間の事情

- 110 0.の手書本伝承のあるものには、これら有力者のいく人かの具体例としてパトリキオスのコンスタンティノス・マレイノ その息子であるマギストロスのエウスタティオス・マレイノス、フォーカス家、マギストロスのロマノス・モセレ、の名
- ч5 Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. 245. ыкч° cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 277.)。 このうちェウスタティオス・マレイノスについては、Skylitzes, 448. お があげられている。 ヅアカリスはこれを挿入句とみて、本文からけづって脚註にうつしている(Zcpos I, p. 264 Anm. 24;
- (11) これら官職の詳細については、Du Cange, s. v. をみよ。
- (11) 註(6)をみよ。

113

C. を指す。

- (월) Du Cange, s. v. κεντάρχος. をみよ。
- 115 二年に所属すると考える (R. K. O. R. n. 783)。 Cのこと。具体的には大飢饉の年である九二七年九月一日以降を指す。註 66 参照。デルガーはBe、 したがって九二
- (16) 註(86)をみよ。
- 117 R. K. O. R. n° 783 (καθίσματα=Stiftsitz) および Du Cange s. v. をみよ°
- 118 るいはもはや所属しない土地を指す専門用語である。cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p 283. τὰ ἐδιόστατα とは「租税要綱」(Dölger 116, 1 ff. cf. 114, 27.; 117, 1. n. 27.) において、共同体に所属しない土地、
- ルメルの指摘 (Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 283 n. 1.) するように、上記の記事から、本来の修道院にたいし

橋大学研究年報 経済学研究

の制度については、Ostrogorskij, Pour l'histoire de la féodalité byzantinc. p. 17 sqq. をみよ。 でに示しているように、有力者なのである――に贈与し指定することができる。ルメルは同時に、このような修道院の第三者 指定することができる。換言すれば、そこからの収入のすべてないし一部を第三者――この第三者もまた、この法令自体がす 徴集することができる。換言すれば、そこから収入を得ることができる。他方において主教は修道院をその欲する者に贈与し てその地方の主教が有している権限には二通りのものがあることが判明する。すなわち、一方において主教はそこから貢納を の指定が、いまだその名を冠してこそいないが、実質的には χαριστιχάρια にほかならないことを説く。 カリスティカリア

120 P. 282.)、シュランベルガーおよびオストロゴルスキーはヤヒヤを採用する (Ostrogorsky, Geschichte des byz. Staates. S. その失脚の年は、プセルロスの「年代記」chronographia によれば九八九年中薬であるし、アラブ史家ヤヒャの「年代記」 によれば九八五年に想定しなければならないことになる。ルメルはプセルロスに依拠し (Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) プロエドロス職およびバラコイモーメノス職のバシレイオスについてはすでにNにかんする箇処でふれておいたけれども、

- (21) バシレイオス二世による黄金印璽附皇帝文苷の検閲については、Psellos, Chronographia. I, 20 (ed. Renauld, p. 12— 13) じゅみたのおヤいる (cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 282 n. 2.)。
- すればつぎのようである。 ケドゥレノスでも暗示されているこの新法のはすでにみたとおりいくつもの要素から構成されている。ここに要約

後の企てがこの第一章の主題をなす。 αマケドニア王朝が始終一貫しておこなってきたところの、「細民」を有力者の土地拡大から護ろうとする政策の最

ス二世にとっても依然有効であり、現実に適合したものであるとみなされていたことを裏書きする。 (33)ロートケンタルコスが加えられていることは、ロマノス一世の列挙がけっして任意になされたのでなく、 7 ノス一世がCで定めた有力者の範囲がOでも堅持されるとともに、バシレイオス二世によってこのリストに バシレイ

どまで進んでいたかを生き生きと画き出すであろう。 ただロマノス一世の新法Cのみがひきあいに出されて、九三四年から九九六年にかけての措置が無視されて カ 1 スの例は、 上記の諸新法でも随処にふれられている村落民仲間の階層分化がすでに十世紀末にどれほ

8.手許にある黄金印璽附皇帝文書の境界記録に改删をおこなうことによって不正に所領を拡大しようとする有力者の 意を物語るものであろう。 いる事情、またこのCの厳格な適用がうたわれている事情は、バシレイオス二世の対有力者斗争における断呼たる決 国庫の権利侵害への対策であるるおよび濫発された黄金印璽附皇帝文書の

動きを封ずることがこの章の主題をなす。 正な慣行がひろくおこなわれており、 検閲を命じたいとともに、 7.村落内での「修道院」建設により、 この新法の中で一つのまとまりをかたちづくる。 村落共同体が瓦壊するのを阻止しようとするのがこの章の眼目である。 バシレイオス二世がはじめて本腰をいれて対策にとりかかったことを示す。 しかもβ.δ. s.はいずれも、 このような不

νώσεις χωρίων γινόμενα)を足がかりに、村落内に介入を企てるのを封じようとする。このように行政上、経済上、 財政上の基本単位としての村落共同体そのものを保護しようとする(かくかくの中小土地所有者層を保護するという るならば0.はこの章において、 教会関係の有力者が、この「村落の『修道院』」(εὐκτήρια τοῦ χωρίου, εἰς ἀνακοι-

経済学研究

限下にある旨をうたっている本章末尾である。(ミョ)(ミョ) よりは)Οの意図を逆推させるのは、かつての大修道院、および ἐδιάστατα つまり共同体にもともとあるいはもは

遡及すること、を定めたのが本章である。おそらく国有地への有力者の侵害を現実的背景とするのではなかろうか。 る国庫を相手に時効の効果を主張することはできないこと、反対に国家の追奪権は遠くアウグストゥスの時代にまで よれば、この章に示されているのは、「すべての土地所有にたいする皇帝の上級所有権 (Oberherrschaft)、また、ビ オス二世の発布したものとしても、あくまでもこの0.こそが、教会所領にかんする同帝の真の態度を示すものである。 なおデルガーはこの章に、 なおNをバシレイオス二世の新法とすることには問題がある旨をすでに指摘しておいたが、たといそれをバシレイ ヘレニズム王国の「王有地」γῆ βασιλική の理論の連続をよみとる。すなわち、 かれに

定は、他の諸新法から照し出される有力者の社会的実勢力(たとえばBの示す有力者の保護関係(προστασία)、 ず、その幇助者(προτροπης καὶ συναινέσει καὶ ciòήσει αὐτιῶν …..λαός)、配下 (οἰ ὑπηρετούμενοι αὐτῶν)、 めている本章も、バシレイオス二世の対有力者斗争の一環であることは言うまでもない。また有力者が自ら手を下さ 6.プロートスパタリオス以上の官職就任者、すなわち有力者、の殺人罪にたいして非有力者と同一の処罰の適用を定 (γνωσταί αὐτοῖς)、友人 (φ./λοι) が直接の下手人であるときにも、有力者が罪をまぬかれることはできない旨の規 お

散見される有力者の「細民」圧迫およびかれらへの暴力行使)とあわせて考えれば、充分納得できるところであろう。 ッ 力者にたいしておこなった大幅な特権附与の再検討と撤回とを具体的な背景として成立しているに違いない。 すストラティオーテースの隷風農民化(ἐν παροίκου λόγψ, cἴτε παροικεῖν εἴτε θητεύειν)や、これら新法の随処に 者にたいする特権附与(εὐεργετήματα καὶ ὰξιώματα) であり、事実プセルロスは続いて、 s:バシレイオス二世の登極後も政治の実権を依然握り、 よび有力者の定義。 (μισθαρνοῦντες)' セ 1 ル ・オスの発意になる黄金印璽附皇帝文書が検閲されるべきことを命じているこの章も、おそらくバシレイオ ロスによれば、 (126) そのほか管理者や一党の者 (ἄλλως ἐπιτρέχοντες καὶ σύνοντοι)。 E (そしておそらくG.δ.)の示 C.の示す有力者のもとの家内奴隷(olkétac cf. 皇帝がバシレイオス失脚後に再検討し、 プロエドロスおよびパラコイモーメノスに在職していたバシ しばしば無効としているのは一般的ではなく、 J.の修道院所属の olkétat)、 バ シレイオスから莫大 日傭い労働者 特定の 事実、 スが有

く市場の移動を扱った本章においてもバシレイオス二世の有力者への警戒心があらわれているのは興味ぶかく、 自身、「細民」のもとから有力者のもとへの市場の移動を、 から有力者の手許への土地の移動になぞらえている。 ロマノス一世がC,でとりくんだ対象である「細民」の手許 同帝 な寄進をうけた聖バシレイオス修道院が、バシレイオス二世によってそれを剝奪されたことを報じている。

農村地方に、農業生産物の取引を中心として、 市場主(δεσπότης τῆς πανηγύρεως)を都市の司教と解する。 ところでこの市場開催地の場所についてであるが、 ○世紀のビザンツ村落の社会構造 市場が分布していたという事実におもいをいたすとき、このらは、村 デルガ ーはそれを都市と考え、 しかしながらキルステンとともに、ビザンツでは広く したがってこの章にあらわれる

落および大所領での市場開催という基本的事実のうえにたち、そのさいおこりうべき市場移動の四つの場合について 論じたものとみるべきであろう。

場についての最初の史料として、この章は経済史的にも重要な意義をもつ。(ξ)ともかくも、教会の聖者の祭日に、教会の地域内で催されるところから πανήγυρις の名が派生したビザンツの市

- Cedrenus, Bonn II, p. 448. cf. Lemerle. Esquisse. CCXIX (1958) p. 277 n. 1.
- (A) Lemerle, Esquisse CCXIX (1958) p. 277 n. 4.

124

Lemerle, Esquisse. CCXIX p. 283

- 125 Παγκόρπεια. Mélanges H. Grégoire II (=Annuaire Inst. de Phil. et d'Hist. Or. et Sl. 10) (1950) 667—680 Dölger in B. Z. 45 (1952) S. 195. (Bespr. von D. A. Zakythenos, Étatismo byzantın ct expérience hellénique.
- (న్లో) Psellos, Chronographia, I, 20 (ed. Renauld p. 12 sqq.) cf. Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 282 n. 2.
- (S) Dölger, Die frühbyzantinische und byzantinisch beeinflußte Stadt. Atti 3° Congresso di Studi sull' Alto ptprobleme der europäischen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. II, Frühmittelalter. Tokyo 1959) S. 283-319.)) [Berichte zum XI. Internationalen Byzantinisten-Kongress, V, 3] München 1958. S. 31; II Anm. 96.——その他拙稿 Medio Evo (Benevento ecc. 14-18 Otto. 1956). Benevent 1958. S. 96-97.-E. Kirsten, Die byzantinische Stadt. 「ビザンツ都市の諸問題」(社会経済史大系Ⅱ中世前期所収) (mein Aufsatz; Probleme der byzantinischen Stadt. (Hau-

二九五─二九六頁、およびⅢ註(一七)を参照せよ。

結 語

よう。 以上がマケドニア王朝の土地立法のすべてである。これら新法はルメルとともにつぎの三群にまとめることができ(ぽ)

一土地移譲のさいの諸条件とそのさい適用される諸規定、すなわち、先買権および有力者対「細民」にかんするA.B.

C. D. F. K. L. O. (α)

口修道院所領にかんするJ.N.O.(下)

三軍事保有地にかんするB. (ド) E.G.H.M. このようにして照し出される三焦点のうち、なかんずく事情の詳細が明かとなるのは円であり、またそれを通して(2)

知ることができる十世紀のビザンツ村落の社会構成であろう。ところでこの点についても、ルメルの要約が存するの

法から明かになるとともに「農民法」および「租税要綱」によって裏打ちされるビザンツ村落の社会構成上の特色を であって、以下それを紹介し、つづいてそれを補うことをもって、本稿を閉ぢたいとおもう。すなわち、ルメルは新

|一共同体は土地所有者(κτήτορες)から成る。

つぎのように要約する。

事実は団体構成員を指す συγχωρῖται, ὁμόχωροι, πλησιόχωροι, συντελισταί などの言葉、および団体そのものを示

一〇世紀のピザンツ村落の社会構造 五

す ὁμάς, κοινότης τοῦ χωρίου などの言葉によって裏書きされる。

そこでの用役権(χρῆσις)をもつとともに、四自分自らの勘定で代価返済をおこなったり(Φβ)、土地売却をおこな 他方において団体として、別いくつかの場合には、共同体構成員のこのような所有地に介入してその管理をひきうけ、 |三共同体構成員がそれぞれの所有地にたいする所有権の内容は完全私有権 (δεσποτεία) であるけれ ども、 ったり (**D**β) する。

(部)所有者であるを要しない。かれらは官職位階の就任者なのであって、その権威や勢力を用いて共同 体内 部に 侵入 し 四このような共同体に対立するものに有力者がある。かれらは本来は必ずしも金持であるを要せず、ましてや大土地 (ὑπεισελθεῖν)、そこで土地を取得した (ことに九二七一八年の飢饉という自然の災害を利用して)。

を有する。 社会的に強力な一階層を形成していたかれらは、当然のことながら、それにふさわしい経済力をもとうとする傾向

困者は無産者(ἄποροι)とよばれているのである(文民についてはその所有財産が五○ノミスマタの額にたっしない 村落(χωρίον)の住民であることもある。しかしいずれの場合でも、これら村落住民は社会的におとった一階層を形 成しているのであって、必ずしも経済的なそれを形成しているわけではない。その証拠に、これら住民のうち真の貧 対 πένητες, ἐπιφανεῖς 対 εὐτελεῖς, ὑπερέχοντες 対 οἱ κάτω)。 そして有力者が必ずしも金持であることを要しなか |迅法令が示すのはただひとつの対立、すなわち、有力者と「細民」との対立である(δυνατοί 対 πτωχοί, ἰσχυύτεροι ったのとおなじく、「細民」もまた必ずしも貧乏たることを要しない。後者はあまり高くない位の役人のときもあれば、

者、 のであり、 キーと経済的ヒエラル ストラティオーテースについてはその境は四リトウラ)。換言するならば、「細民」のうちには金持と貧乏が 有力者についてもおそらく事情はおなじである。そして新法の示す十世紀の農村社会とは、 キーとが相おおっていないところの、ないしいまだ相おおうにいたっていないところの過渡 社会的ヒ ェ いる ラ

期の社会、

しかしそれへの傾斜をすでにみせているところの社会、なのである。

ル

(3)このような社会的対立にたいする国家権力の闘争の性格は、なによりもまず財政的なものである。 乏人としての性格ではなく、ビザンツ財政の基礎である共同体そのものにむけられているのである。 におとしいれる者としての本質にむけられている。 たいする攻撃は、 有力者の大土地所有者としての性格にむけられているのではなく、村落(χωρίον)の一体性を危機 おなじく、 皇帝の共同体住民にたいする保護は、 皇帝の有 事実新法はくり これら住 力者に 民 いの貧

ろくほどの完璧さに到達している結果として、良き納税者たらざるをえないからである。 は一〇世紀の一連の土地立法から、 当時のビザンツ村落についてこのような社会的現実をひき出した。

ば租税免除の特権を獲得することしか考えず、これに反して「細民」は、村落(χωρίον)の財政組織が古来からおど

反対に租税と国家が有力者ゆえに蒙る危険を予測させる。なぜならば、

有力者は土地所有者となれ

祖税したがって国家(マò κοινόν)が「細民」階層に、とくに共同体構成員に基礎をおいているこ

とをのべており、 かえしくりかえし、

部は肯定されなければならないが、一部は修正されなければならないであろう。 村落共同 |体内部 K おける農民の階層分化という本稿の冒頭で提起した問題観点からみたとき、このルメル けの の記述の

しかにル メ ○世紀のビザンツ村落の社会構造 ルル . の いうように、 介の村落民といえども、 もしかれに国家の官僚・軍隊機構の段階をか 五五三

経済学研究 4

·ースの例が教えている。 (33) : ひらかれるならば、大土地所有者となり、出身村落を自らの所領化することさえもできたことを、Φαのフィロカ

摘するところの、「細民」仲間の間の富裕者(εὖποροι)と貧困者(ἄποροι)への分化―を、その多様性において、そ れとしてみとめることも必要だと思う。 たとえば、Dβでは、「以前は共同体(ἀνακοίνωσις)の一員であったのに、いまや独自に自分の所有地を境界づけ しかしながらやはり同時に、新法の随処にあらわれている村落共同体構成員間での貧富の経済的差異―ルメルの指

ποτῶν δοκοῦσιν είναι οἱ ἐν ταῖς κτήσει καὶ οὐχ άπλῶς χωρῖται.)° ηρημέναι ετύγχανον, όπου δηλαδή τὸ εκάστου κτησίδιον ξκειτο. Διὸ καὶ χωροοικοδεσπόται καὶ ἀπὸ χωροοικοδεσμέντοι γε κτήσεως αι καθέδραι πολλαὶ και τῶν οἰκητόρων αι οἰκήσεις διεσπαρμέναι καὶ ἀλλήλων πολὺ ἀποδι χωρίου εἰς τὰ ἄλλα πάντα τυγχάνουσι τὰ αὐτά, κατὰ τοῦτο δὲ ἀπὸ τοῦ πολλοῦ χρόνου διέφερου, ὅτι τοῦ μὲν χωρίου ή καθέδρα μία καὶ τῶν χωριτῶν αἱ οἰκήσεις ἐν τῷ αὐτῷ καὶ ἀλλήλαις γειτονικῶς ἐπλησίαζον, τῆς as) に居住し、ともかくも一般村落民とは区別された農民がそれである (ed. Dólger 115, 13 ff.: Κτῆas καὶ τὸ χωροοικοδεσπότηςを指摘することができるであろう。すなわち、集村(χωρίον)ではなく弧立した散居農家(κτῆ-たばかりでなく、力をもった」「細民」についての記述があるけれども、これに匹敵する存在として、「租税要綱中の

ανριδίων και προαστείων συμπεριοριζομένων τῆ ὅλη χωρίου ὑποτανῆ.)° τἡν κατοίκησιν ἔχειν, ὰλλὰ τινὰς τῶν ὑπ' αὐτούς, δούλους ἡ μισθίους καὶ λοιπούς. 'Αλλὰ ταῦτα μὲν περὶ τῶν μὲν ἔχουσι τούτοις τῆς γενεσέως τρόπον, διαφέρουσι δὲ ἐν τῷ παρὰ τοῖς προαστείοις μὴ τοὺς δεσπότας αὐτοὺς

済的現実が進行していたにちがいないということである。 を通じての接触を機として西ヨーロッパからもちこまれた封建概念の影響下にはじまったのかもしれない。 の共同体の均質的社会構造というものが依然そのまま存続したとは、ビザンツ帝国の社建社会への傾斜が激化する一 貧富の差が増大するのを防止しようとする皇帝の努力が成功した限りにおいて、存在したとおもわれるビザンツ中期 達していた村落共同体組織が対外的に有力者からまもられたうえに、また対内的にも、村落の内部の「細民」間での 足もとをつきくずされ、農民の階層分化が激化するのではないであろうか。なぜならば、あのような完璧さにまで到 世紀以降にはどうしても考えられないからである。なるほど皇帝からのプロノイア下賜の慣行は直接には、十字軍 村落共同体が階層分化の結果として、すでに自らの内部に、 いずれにせよ、マケドニア王朝の皇帝たちがその維持のためにあのような努力をはらったところの村落内の社会的 同時に否定できないのは、ビザンツ帝国自体の内部にも、 同村落民のあいだでの経済的貧富の差の懸隔化によっても(ルメルはこの点をそれとして指摘しなか このような新制度の導入を可能にするような社会経 しかしな

ストラティオーテースとは竣別すべきであろう)編入されるべき存在をはらんでいたのではないかという想定は、す (これは、少くとも概念的には、 .オストロゴルスキーの説くように、本稿の主題の一つをなしてきたビザンツ中期の(エタ) (エタ)

二五五五

則(貴族、 の数多くの事例を指摘するのである。つまりここには、ルメルが指摘した一〇世紀までのビザンツの国家社会秩序原(38) 介のストラティオーテースへのプロノイア下賜、」つまり、「貴族となんらのかかわりをもたないプロイ ア受 給者」、 でに本稿の冒頭でおこなったところである。事実デルガーも、オストロゴルスキーのプロノイア研究の随処に、「一 ないし有力者への所属性の基準としての官職位階)とは全く逆の西ヨーロッパ的封建秩序原則(封建的

工

ラルキーへの所属性の基準としての、レーエン義務を負った土地所有)が現出しているわけである。

αὐτοῦ. Miklosich et Müller, Aacta ct diplomata graeca. IV, 81 (a. 1251) シントー)° のである(しかも領主から裁判を委託された οἱ οἰκοδεσπόται τῆς προνοίας αὐτοῦ=οἱ κρείττονες τῆς προνοίας のなかには、村落民中の有力者を示すものとして「租税要綱」で用いられていた上記の ολκοδεσπόται が指摘できる まいか。そして事実プロノイア保有者である一三世紀のストラティオーテースのシュルガレスに属していた隷属農民 ような要請にこたえることができるような所領農民中の一階層が兵農分雕を通じてすでに形成されていたのではある は欠除している)、所領農民自体の社会構成もこのような軍事的要請に応じうるように相当に分化し、領主からのこの ロノイアとして与えられた所領から一定数の兵員を徴集したにちがいないけれども(この点にかんするビザンツ史料 を下賜されたビザンツ後期のストラティオーテース(前述)は、皇帝にたいして負った軍事義務を遂行するため、プを下賜されたビザンツ後期のストラティオーテース(前述)は、皇帝にたいして負った軍事義務を遂行するため、プ そればかりではない。社会の最下部単位でも、おなじく変化はみとめられないであろうか。たとえば、プロノイア

〇世紀の土地立法を主題とした本稿は、このような後代への見とおしをもって、一応閉ぢなければならない。

(一九六〇・一・二三)

- (N) Lemerle, Esquisse, CCXIX (1958) p. 267-268
- 129 これにたいして、口については、聖者伝を手段とし、教会側が教会および修道院所領についてとった態度がどうであった という新法と反対の側からの照明が必要であろう。また、新法ではほとんどふれられていない教会・修道院所領の法的
- ならないであろう (Lemerle, Esquissc. CCXIX (1958) p. 284 n. 1., CCXX (1958) p. 70 sqq.)。

およびそれに所属する農民の法的身分、は、一〇世紀後半いご出現しはじめる修道院所蔵文書によって解明されなければ

位

兵書、レオン六世の軍事諸法令、ケカウメノスの「戦鸖」に附された「皇帝への進言」、諸聖者伝、などの他史料によって、新 |二についても、新法だけからでは、軍事保有地にかんする完璧な画像はうかびあがらず、コンスタンティノス七世の諸著、

法からの所与が大幅に補修されなければならない(Lemerle, Esquisse. CCXX (1958) p. 54 sqq. さらには註(24)の拙稿

- (점) Lemerle, Esquisse. CCXIX (1958) p. 278—279.
- 一〇四一)の村落(χωρία)にたいする増税を記した Ccdrenus, Bonn II, p. 521. をあげる、Lemerle, Esquisse. CCXIX ルメルは年代記作家にも、村落のこのような団体的性格を暗示する箇処が指摘できるとして、ミカエル四世(一〇三四
- την ποιότητα και ζοχύν αὐτῶν, τῷ δὲ ἐξ ἄρχι τῶν εἴκοσι.)° πασαν έφεῦρε όδον ἀδικίας, προσθεὶς ἐπέκεινα τῶν δημοσίων τελεσμάτων διδόναι έκαστον τῶν χωρίων ὑπὲρ ἀερικοῦ κατὰ (1958)p. 278 n. 1.「皇帝はあらゆる不正手段を思いつき、国税のほかに、各村落がそれぞれの事情および能力に応じて、ァ エリコンの名目で、四ノミスマタ、ないし六ノミスマタから二〇ノミスマタにおよぶ金額をおさめるよう、法令を発布した。J
- ないこと、したがってその時点まで共同体におこった問題は大社会問題であるよりはむしろ、先売権や近隣関係などについて ちなみにルメルは、この九二七―八年までは、財政単位としての共同体の存立をゆるがすような危機はいまだ見舞ってい

一〇世紀のピザンツ村落の社会構造

- の実際的問題であったこと、しかしこの時点を機として国家の社会的均衡はくずれ、潜在的危機の深刻さが露呈されるように
- なり、有力者の共同体への侵入が開始したこと、を説いている(Lemerle, Esquisse. CCXIX(1958)p. 278)。
- Anm. 4. を参照せよ。 Ostrogorsky, Die landliche Steuergemeinde des byzantinischen Reiches in X. Jahrh. VSWG XX (1928) S. 20
- (A) Ostrogorsky, Die landliche Steuergemeinde. S. 16—17 (κτῆσις), 20 (προάστειον). ಉತ್ತುಚ Id., in B. Z. 47 (1954) 422-423 (Besp. von G. Rouillard, La vie rurale dans l'empire byzantin. Paris 1953).
- 136 Dölger in B. Z. 49 (1956) 127

Ostrogorskij, Pour l'histoire de la féodalté byzantine. p. 9 sqq.

(쯤) Ostrogorskij, Pour l'histoire de la féodalité byzantine. p. 75. 유나는 Id., in B. Z. 47 (1954) 423. 원주나 skij, Pour l'histoire de la féodalité byzantine. p. 238 たとえば Bréhier, Le monde byzantin T. II: Les institutions de l'empire byzantin. p. を参照せよ。 386. ねょら Ostrogor-